

第4期津久見市地域福祉計画



令和6年3月

津久見市

市長あいさつ

津久見市地域福祉計画は、平成20年度に第1期を策定し、数年ごとに見直しながら施策を推進しており、今回で第4期（2024年度から2029年度）となります。

前計画では、「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念に、住民相互の「支え合い」や「思いやり」の地域づくりをさらに促進するため、積極的な事業展開に取り組んでまいりました。

本市は、令和元年度に「つながろうのT」と「つくみのT」をイメージに「つくみTTプロジェクト」を立ち上げ、住み慣れた津久見で人とひと、人と地域、みんながつながり、支え合う地域共生社会の実現や、災害が発生した場合でも命を失うことが無いように、地域の防災力向上支援にも取り組んでまいりました。

また、「高齢分野」「障がい分野」「子ども分野」「生活困窮分野」に、新たな機能「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」が加わり、これらを一体化した「重層的支援体制整備事業」を令和3年度から実施し、市内の全ての困っている方を支援していけるよう取り組んでいます。

今回の計画においても、「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念とし、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携により、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現へ積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様や関係団体の方々をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました津久見市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様に、心から御礼申し上げますとともに、今後の地域福祉の推進につきましても、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年3月

津久見市長 石川 正 史

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と背景	1
2 法的根拠	2
3 地域福祉とは	4
4 地域福祉を推進するための圏域	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画期間	9
7 策定体系	10

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 統計からみる本市の現状	11
2 意識調査等からみえる現状	16
3 現状からみえる課題	24

第3章 計画の方向性

1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 施策体系	27

第4章 地域福祉計画

1 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり	29
2 基本目標Ⅱ 支え合いの地域づくり	34
3 基本目標Ⅲ 福祉サービスが充実したまちづくり	42

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	51
2 社会福祉協議会との連携	51
3 計画の進行管理	51

参考資料

1 津久見市地域福祉計画策定委員会設置要綱	53
2 津久見市地域福祉計画策定委員名簿	55
3 計画の策定経過	56

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

Ⅰ 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取り組みは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

津久見市においては、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和5年度で計画期間が終了する「第3期津久見市地域福祉計画」を改定し、すべての住民が人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりして支え合う関係をつくり、地域のだれもが心豊かに生活できる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第4期津久見市地域福祉計画」を策定するものです。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人・障がいのある児童、子ども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第 106 条の 3 に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第 106 条の 4 に規定されている重層的支援体制整備事業について一体的に実施するものです。

なお、本計画は「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

■地域福祉の推進

◆社会福祉法＜第 4 条＞より抜粋◆

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■市町村地域福祉計画

◆社会福祉法＜第 107 条＞より抜粋

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法＜第 106 条の 3＞より抜粋

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等^{※1}及び支援関係機関^{※2}による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■重層的支援体制整備事業

◆社会福祉法＜第 106 条の 4＞より抜粋

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法＜第 8 条第 1 項＞

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

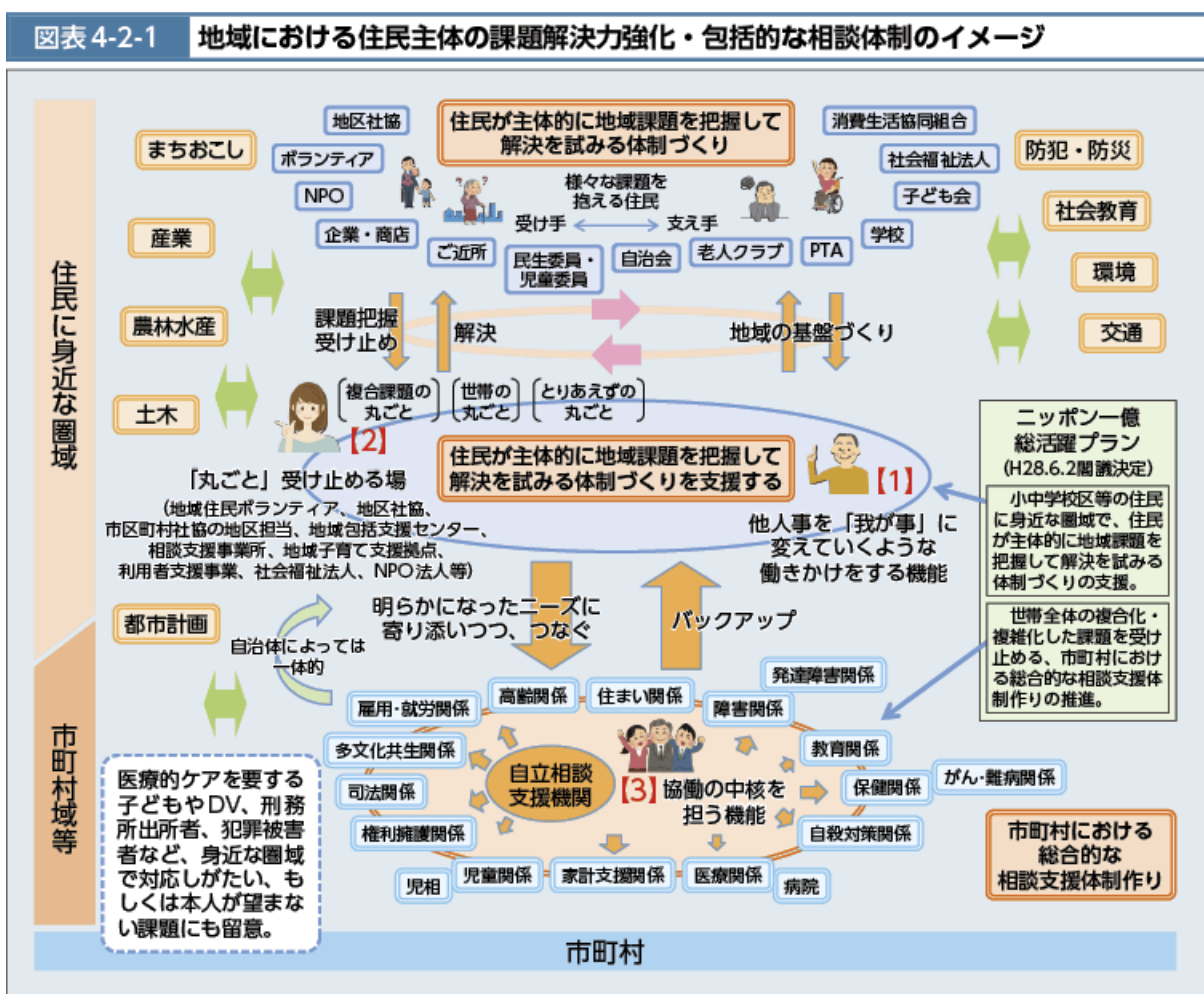
3 地域福祉とは

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、誰でも「住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい」という願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（共生社会）の実現を目指していきます。

図 地域福祉が目指す共生社会



出典：平成 30 年版厚生労働白書

(2)「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。

このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが地域福祉計画に求められています。

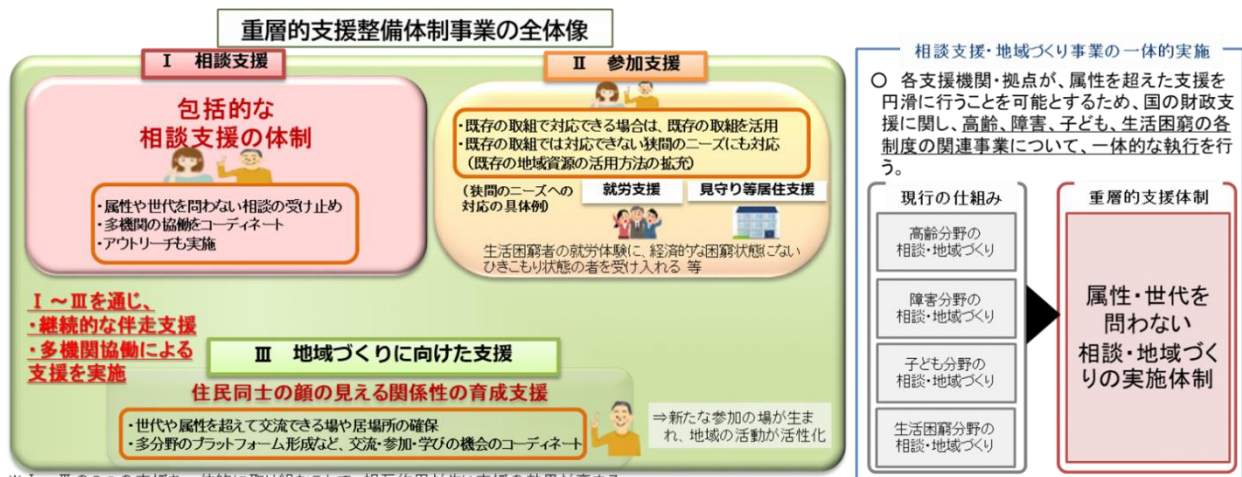


(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係をを超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

国では、各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

図 重層的支援体制整備事業の枠組み



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができると、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典:厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

4 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、市内全域で取り組む施策も欠かせないものです。

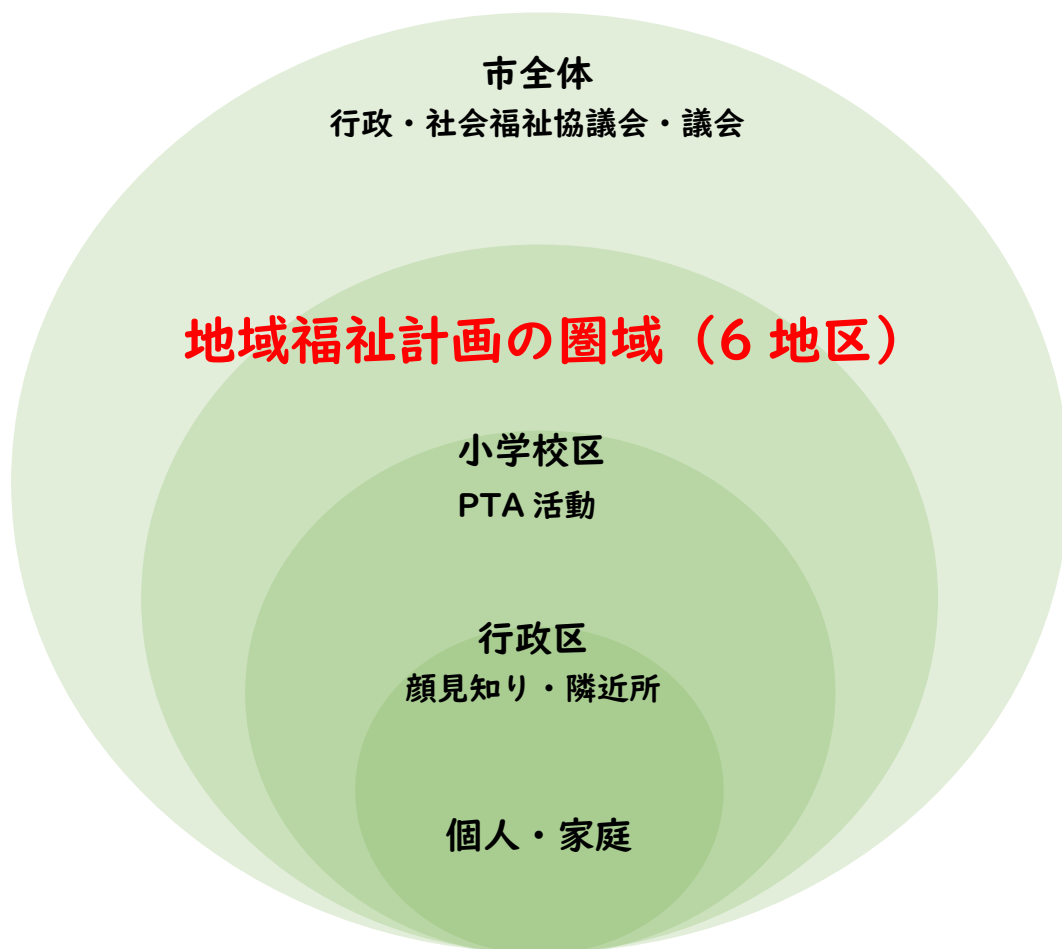
隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。

「地域」の定義としては次の4項目が挙げられます。

- 1 地域に関する課題の把握が容易にできること
- 2 住民間において、課題に対して関心を共有しやすいこと
- 3 生活に身近なところでのサービスが利用でき、利用者にも安心を保障できること
- 4 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと

この「地域」の定義に基づき本市の特性に鑑み、本計画では具体的に**6地区**を地域における支え合い活動の体制や地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなどの地域福祉活動の方針を示します。

6地区（千怒地区、津久見地区、青江地区、堅徳・長目地区、日代・四浦地区、保戸島・無垢島地区）



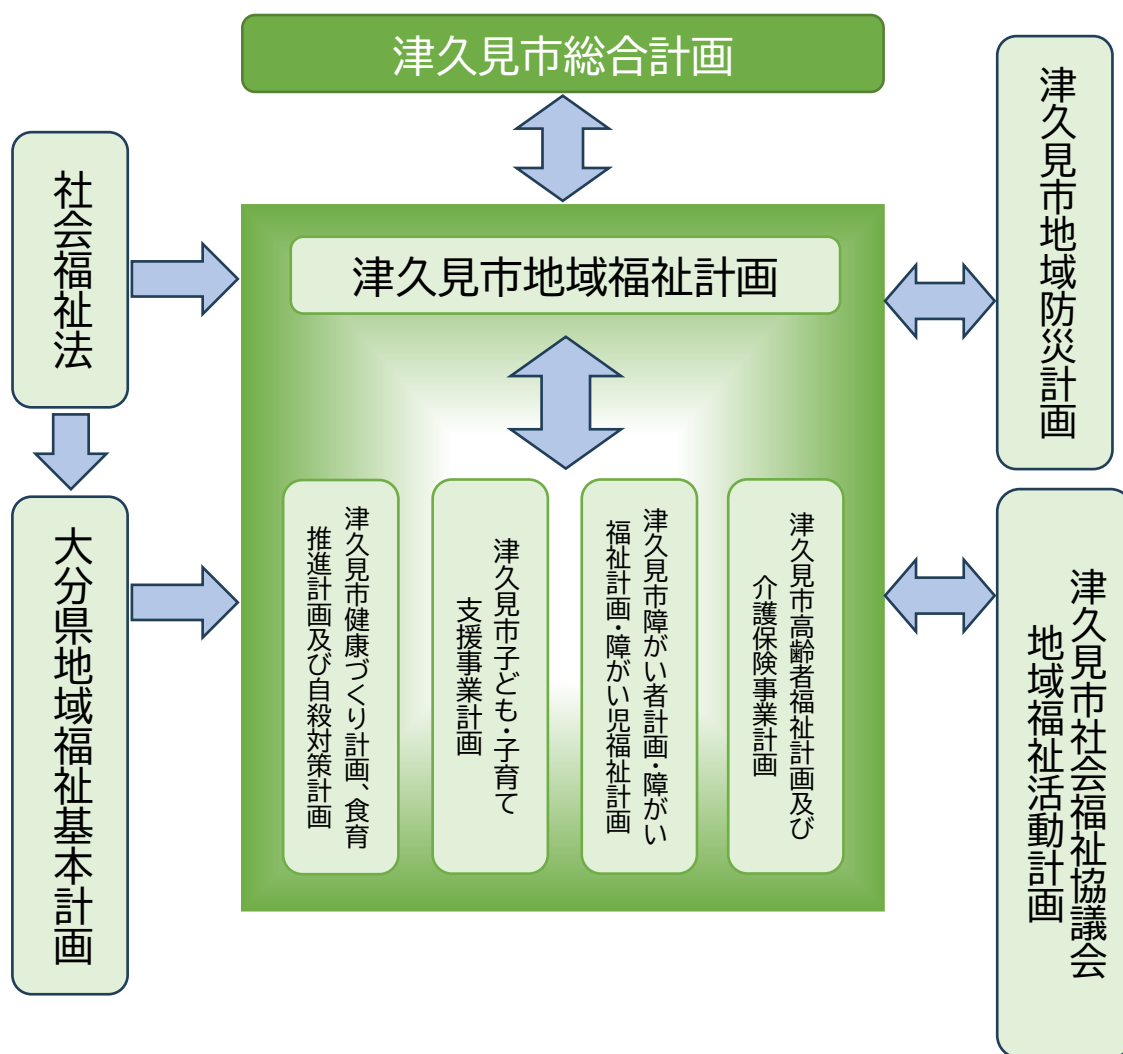
5 計画の位置づけ

本計画は、津久見市総合計画の下位計画として位置付けられ、津久見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、津久見市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、津久見市子ども・子育て支援事業計画、津久見市健康づくり計画、食育推進計画及び自殺対策計画の上位計画として、総合的な福祉計画の役割を担います。

また、津久見市地域防災計画とも連携した計画とします。

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるとともに、社会福祉法第 108 条に基づき大分県が策定する「大分県地域福祉基本計画」及び津久見市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携が図られる計画とします。

図 津久見市地域福祉計画の位置付け



持続可能な開発目標(SDGs)の採択

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年(2030年)を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取り組みが進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9[インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



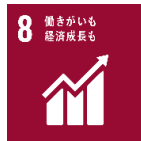
目標4[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10[不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12[持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標14[海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

出典:パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」(外務省)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf)

6 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は令和8年度に必要な応じて中間見直しを行います。

図 計画期間

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域福祉計画	第 3 期計画		第 4 期計画					
総合計画	第 5 次後期				第 6 次前期			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 8 期		第 9 期			第 10 期		
障がい者計画	第 3 次		第 4 次					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第 6 期 第 2 期		第 7 期 第 3 期			第 8 期 第 4 期		
子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期			第 3 期				
健康づくり計画 食育推進計画 自殺対策計画	第 2 期後期		第 3 期前期					
	第 2 期		第 3 期前期					
	第 1 期		第 2 期前期					

7 策定体系

(1) 策定体制

本計画を策定するに当たり、地域福祉推進に係る幅広い分野からの意見を踏まえ、検討を行うために、市民代表及び地域福祉に関わる関係団体代表や庁内関係課長等で構成する「策定委員会」を設置し、計画原案の検討等を行いました。

(2) 住民参画

住民参画の機会として、市民アンケートを実施しました。また、パブリックコメントを実施し、地域福祉に対する市民の想いを計画に反映しました。

①各種意識調査

第4期津久見市地域福祉計画の資料として、アンケート調査を実施しました。

◆地域福祉等に関するアンケート調査

調査対象者：18歳以上の住民 1,500人

調査時期：令和5年10月～11月

調査方法：郵送による配布・回収 もしくは Web による調査

有効回収票数：829件（郵送回収：728件、Web 回答数：101件）

有効回収率 55.3%

◆津久見市福祉に関するアンケート調査

調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者
500人

調査時期：令和5年10月～11月

調査方法：郵送による配布・回収

有効回収票数：267件

有効回収率：53.4%

②パブリックコメントの実施

令和6年3月8日から3月21日までの期間に、広く住民の意見を集約し、本計画の内容に反映させることを目的として、中間素案を公表し、意見や要望などを募集するパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題

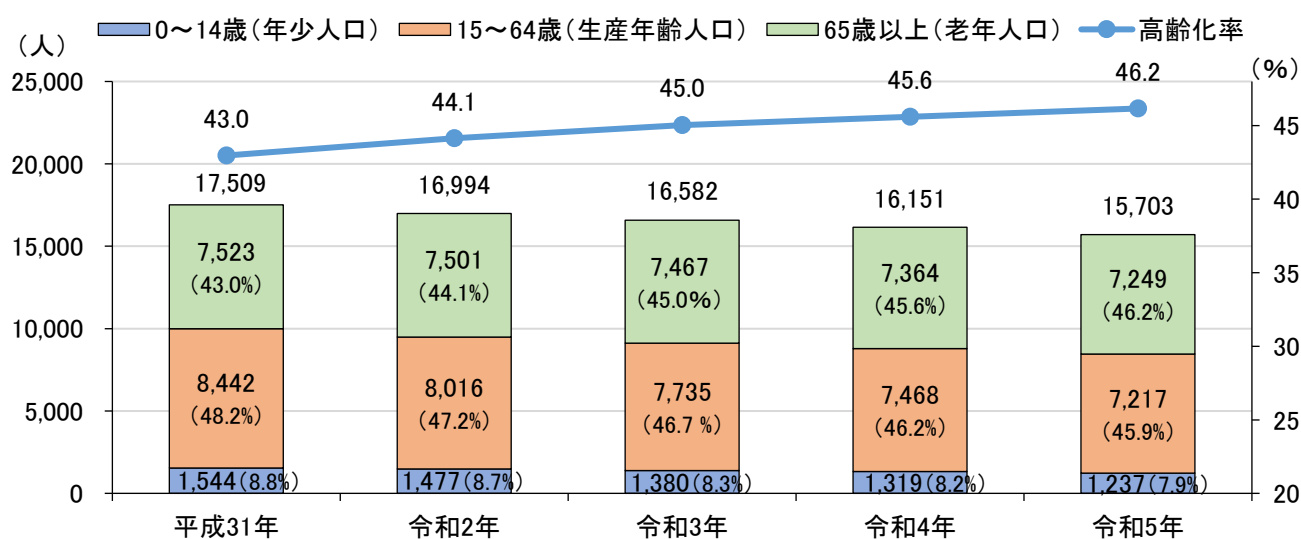
I 統計からみる本市の現状

(1) 年齢3区分人口の推移

平成31年以降の本市の総人口は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別でみると、0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口のいずれも年々減少していますが、特に15～64歳人口が大きく減少しており、高齢化率（総人口に対する65歳以上人口割合）は年々上昇しています。令和5年の高齢化率は46.2%となっており、今後も上昇することが予想されます。

図表 年齢3区分人口の推移

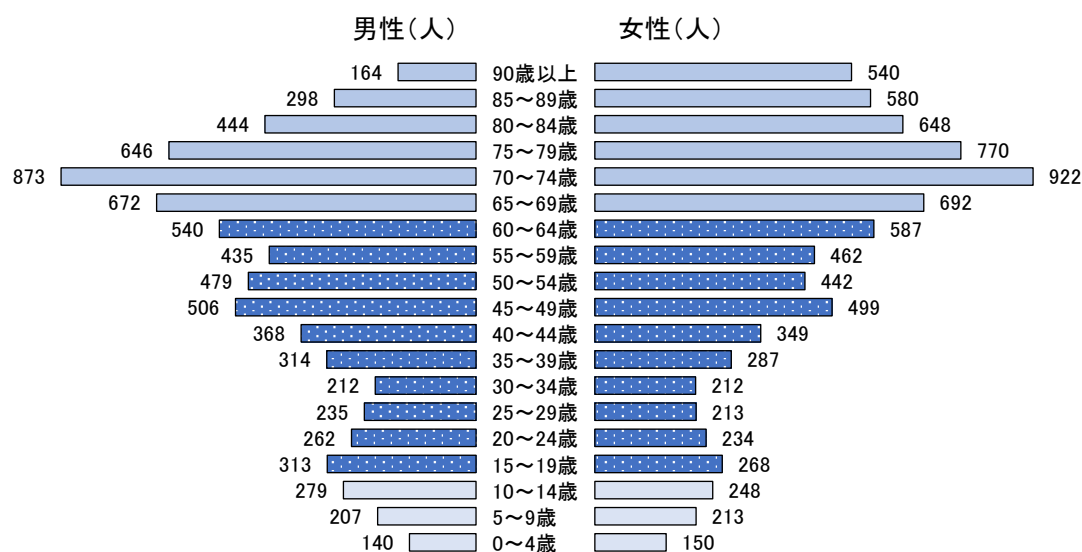


資料:津久見市住民基本台帳(各年3月末現在) ※()は総人口に対する各人口の割合

(2) 男女別年齢階級別人口

本市の男女別年齢階級別人口をみると、「70～74歳」が最も多く、次いで「75～79歳」となっています。

図表 男女別年齢階級別人口(令和5年)



資料:津久見市住民基本台帳(令和5年3月末)

(3) 家族形態

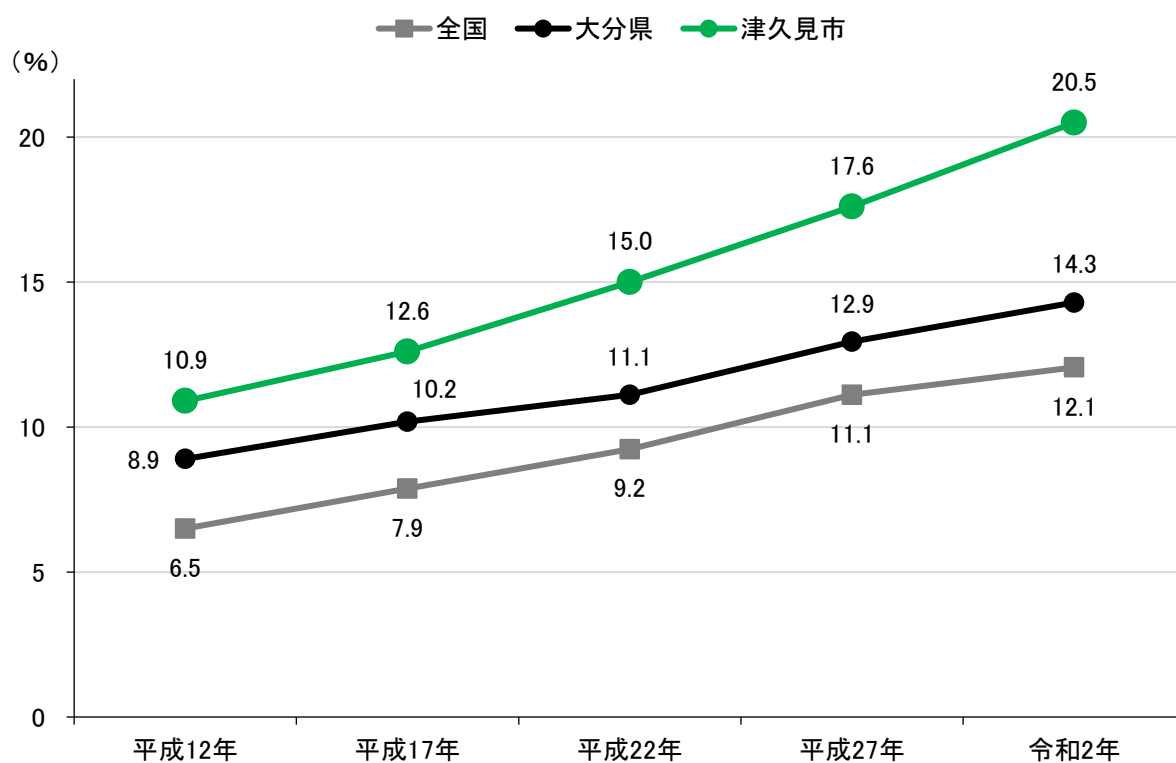
本市の令和2年国勢調査における高齢単身世帯数の割合は20.5%となっており、大分県や全国と比較すると高い割合になっています。

図表 世帯数及び割合の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(世帯)	8552世帯	8381世帯	7963世帯	7501世帯	6971世帯
高齢者を含む世帯数(世帯)	4110世帯	4254世帯	4382世帯	4526世帯	4562世帯
高齢単身世帯数(世帯)	932世帯	1052世帯	1195世帯	1323世帯	1429世帯
高齢夫婦世帯数(世帯)	899世帯	1101世帯	1125世帯	1246世帯	1286世帯
高齢者を含む世帯数の割合(%)	48.1%	50.8%	55.0%	60.3%	65.4%
高齢単身世帯数の割合(%)	10.9%	12.6%	15.0%	17.6%	20.5%
高齢夫婦世帯数の割合(%)	10.5%	13.1%	14.1%	16.6%	18.4%

資料：総務省「国勢調査」

図表 高齢単身世帯数割合の推移

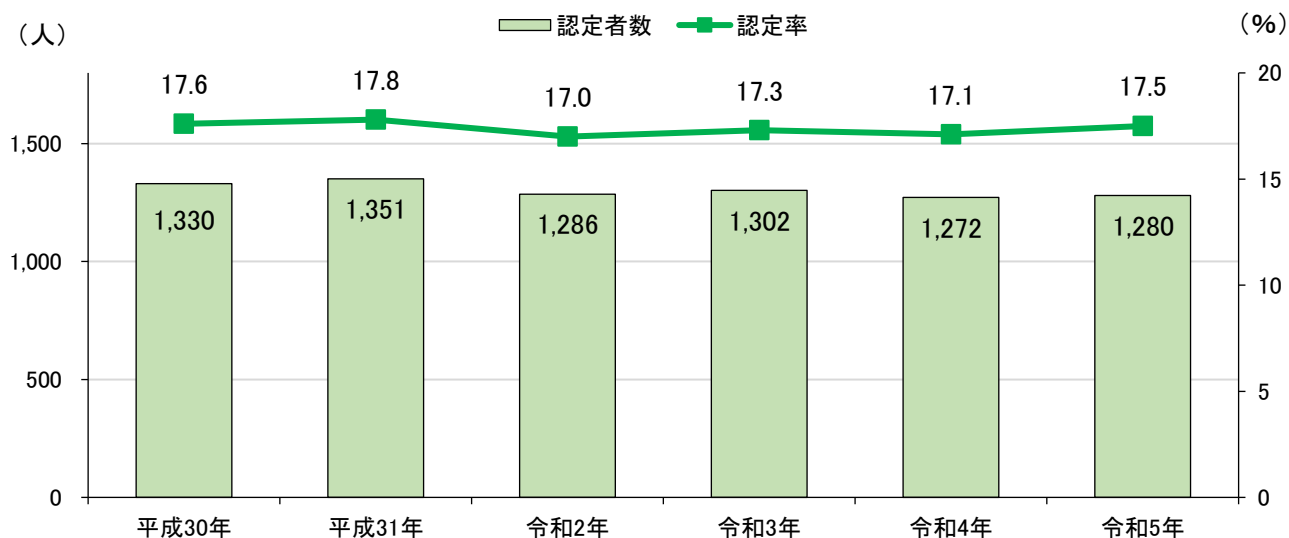


資料：総務省「国勢調査」

(4) 高齢者の状況

本市の65歳以上の要介護等認定者数（要支援又は要介護認定を受けている方の合計数）は、令和5年3月末現在1,280人となっており、要介護等認定率（第1号被保険者数に占める要介護等認定数の割合）は17.5%となっています。

図表 要介護等認定者数(65歳以上)及び要介護等認定率の推移



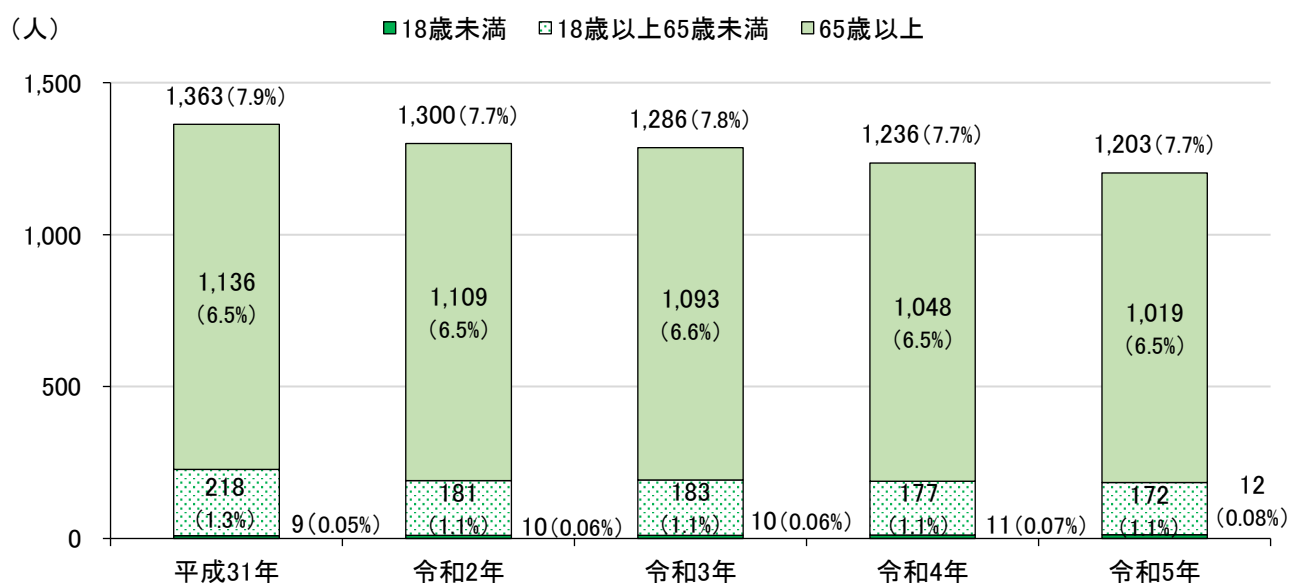
資料:介護保険事業状況報告(各年3月末現在)

(5) 障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、令和5年3月末現在で1,203人となっており、年々減少傾向にあります。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移

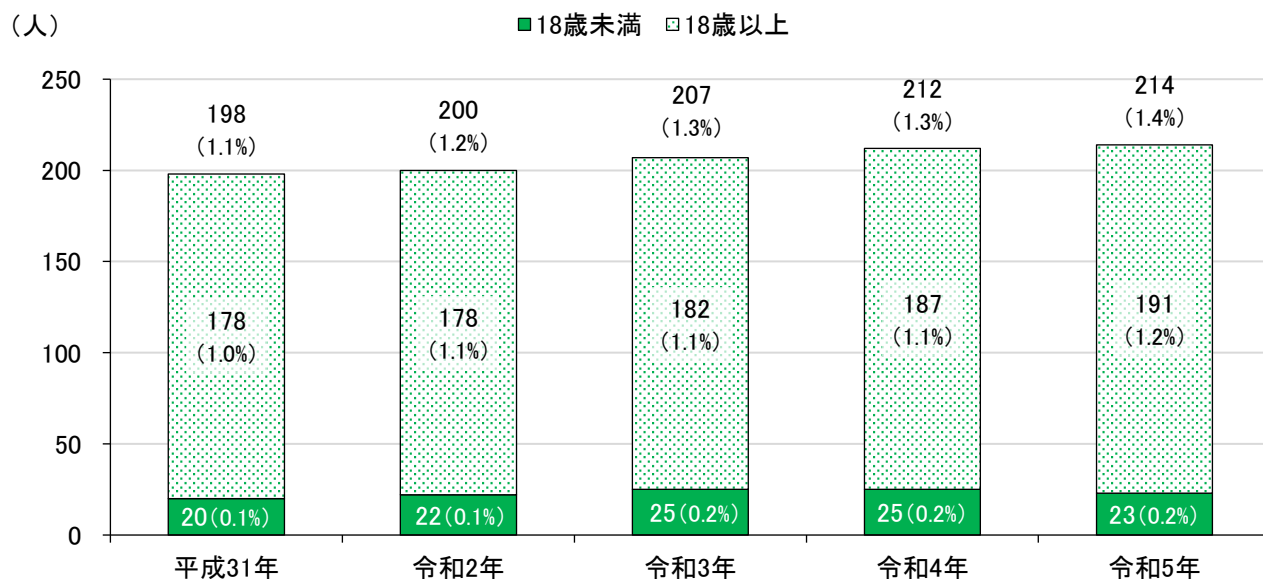


資料:津久見市(各年3月末現在) ※()は総人口に対する各身体障害者手帳所持者数の割合

②療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、令和５年３月末現在 214 人で、平成 31 年 3 月末に比べ 16 人の増加となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移



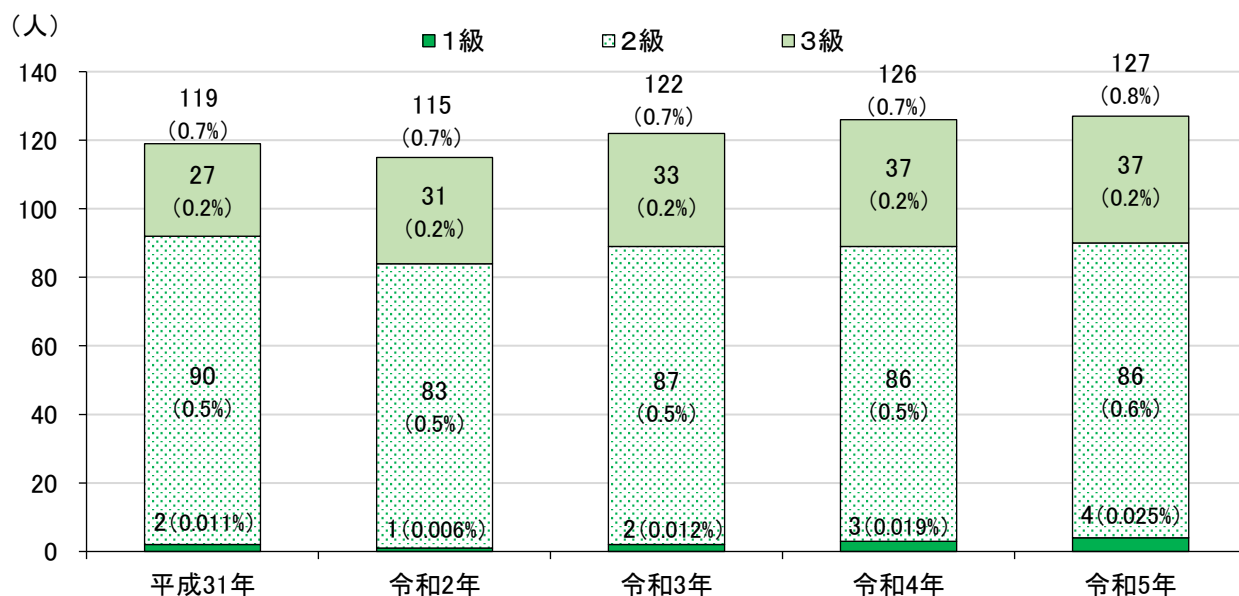
資料：津久見市(各年3月末現在) ※ () は総人口に対する各療育手帳所持者数の割合

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和３年度から増加傾向にあり、令和５年３月末は 127 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者の内訳をみると、各年度とも２級の所持者数が最も多くなっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

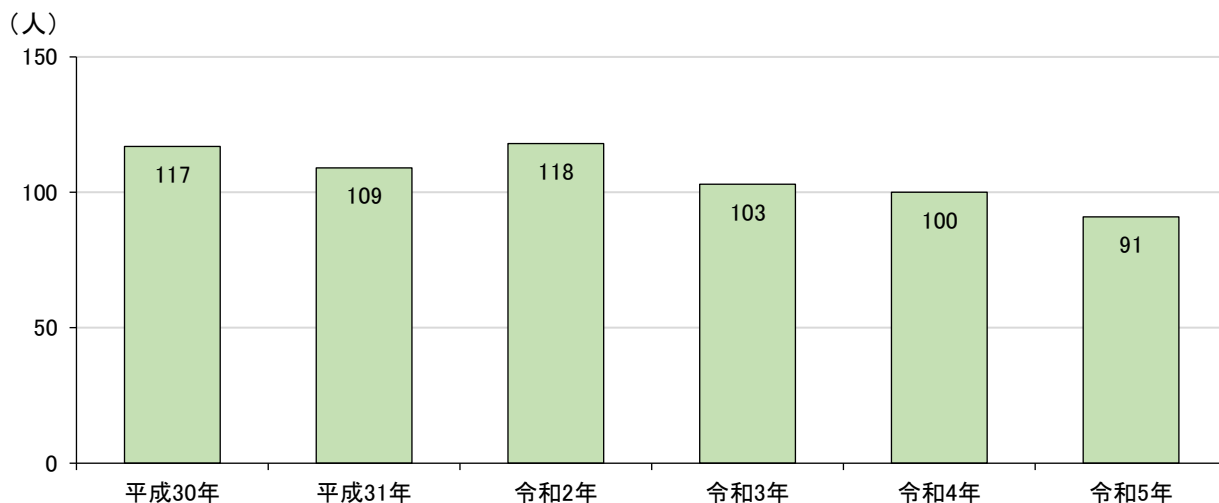


資料：津久見市(各年3月末現在) ※ () は総人口に対する各精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合

(6) 児童扶養手当受給者数の状況

本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあります。令和5年3月末現在では91人で、平成30年に比べて26人減少しています。

図表 児童扶養手当受給者数の推移



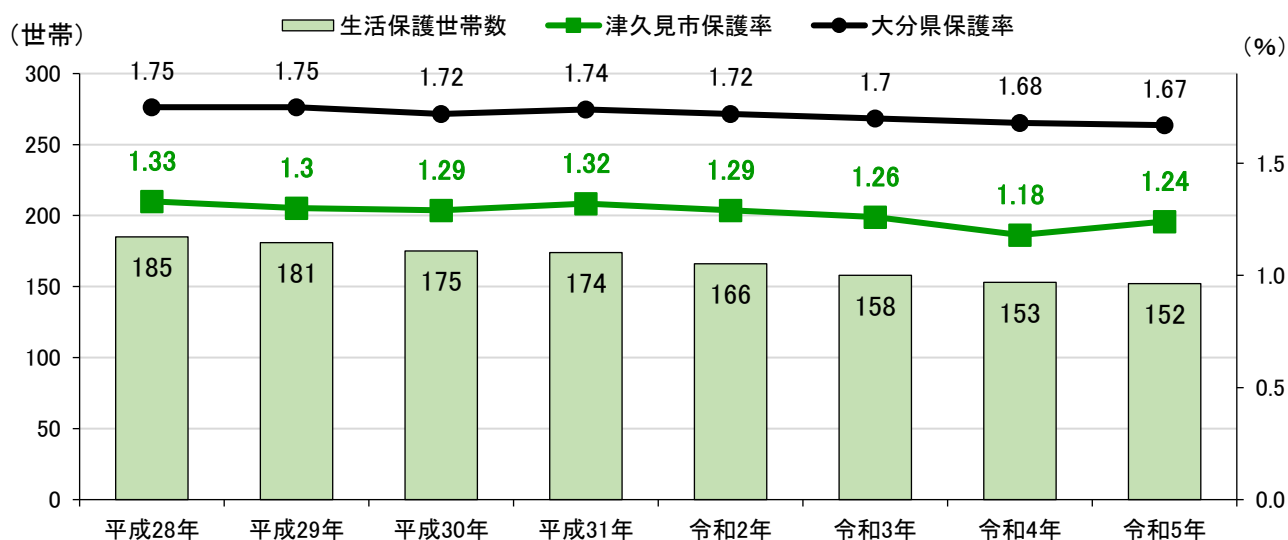
資料:津久見市(各年3月末現在)

(7) 生活保護世帯数・保護率の状況

本市の生活保護世帯数は、減少傾向で推移し、令和5年3月末現在152世帯となっています。

また、全世帯における被保護世帯の割合(保護率)は1.24%となっており、大分県平均の1.67%を下回っています。

図表 生活保護世帯数、保護率の推移



資料:津久見市(各年3月末現在)

2 意識調査等からみえる現状

(1) 住民意識調査

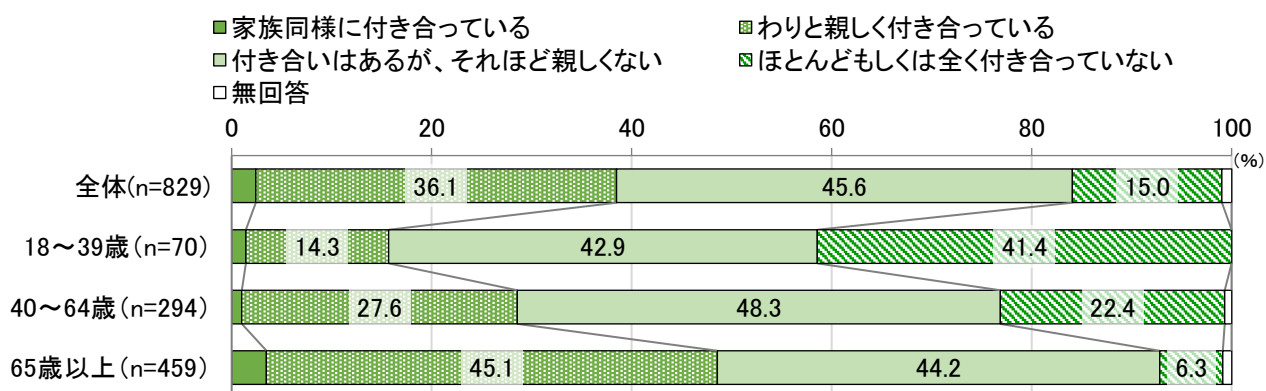
①地域との付き合いの程度

地域との付き合いの程度について、全体では「付き合いはあるが、それほど親しくない」が45.6%、「わりと親しく付き合っている」が36.1%、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」が15.0%となっています。

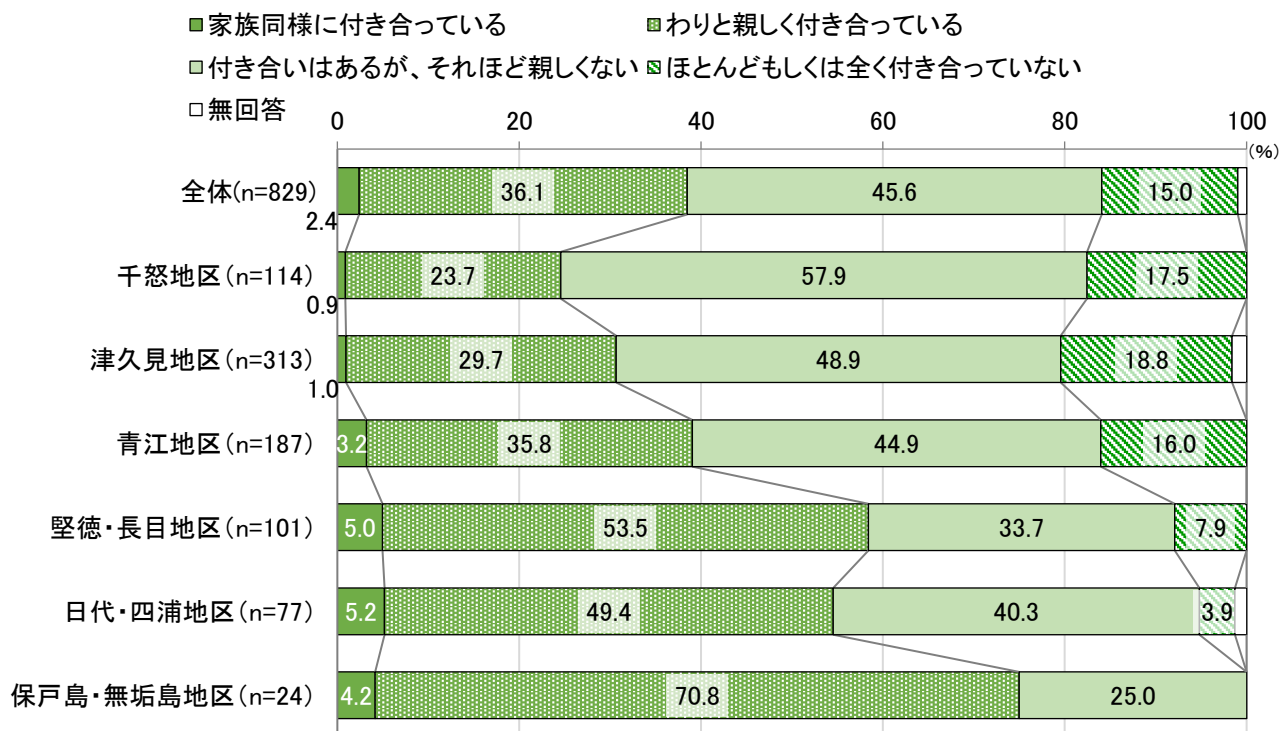
年齢別でみると、年齢が上がるにつれ、近所づきあいがあることがわかります。

地区別でみると、他地区と比較し、千怒地区、津久見地区、青江地区で近所づきあいが少ないことがわかります。

図表 地域との付き合いの程度(年齢別)



図表 地域との付き合いの程度(地区別)



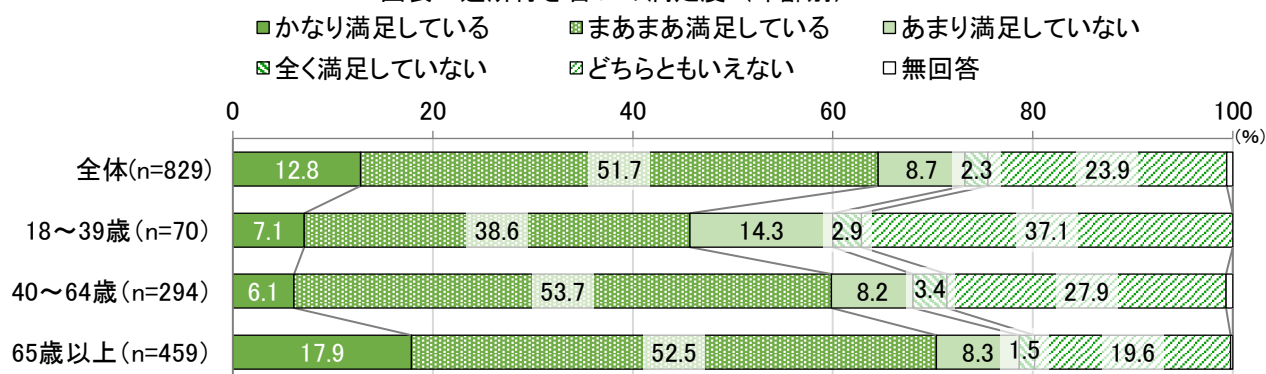
②近所付き合いの満足度

近所付き合いの満足度について、全体では「まあまあ満足している」が51.7%、「どちらともいえない」が23.9%となっています。

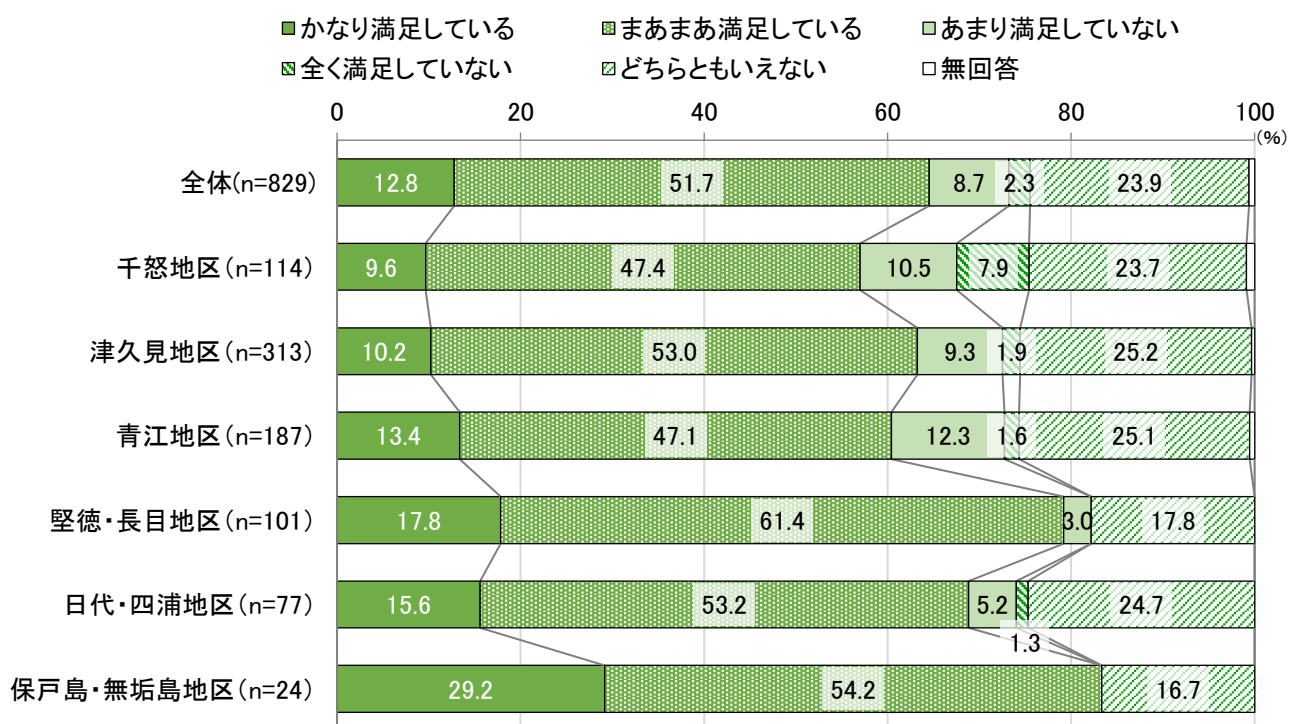
年齢別でみると、年齢が上がるにつれ近所付き合いの満足度も上がっています。

一方、地区別でみると、近所付き合いの満足度は、近所付き合いの程度と比較して大きな差異は見られません。

図表 近所付き合いの満足度（年齢別）



図表 近所付き合いの満足度（地区別）

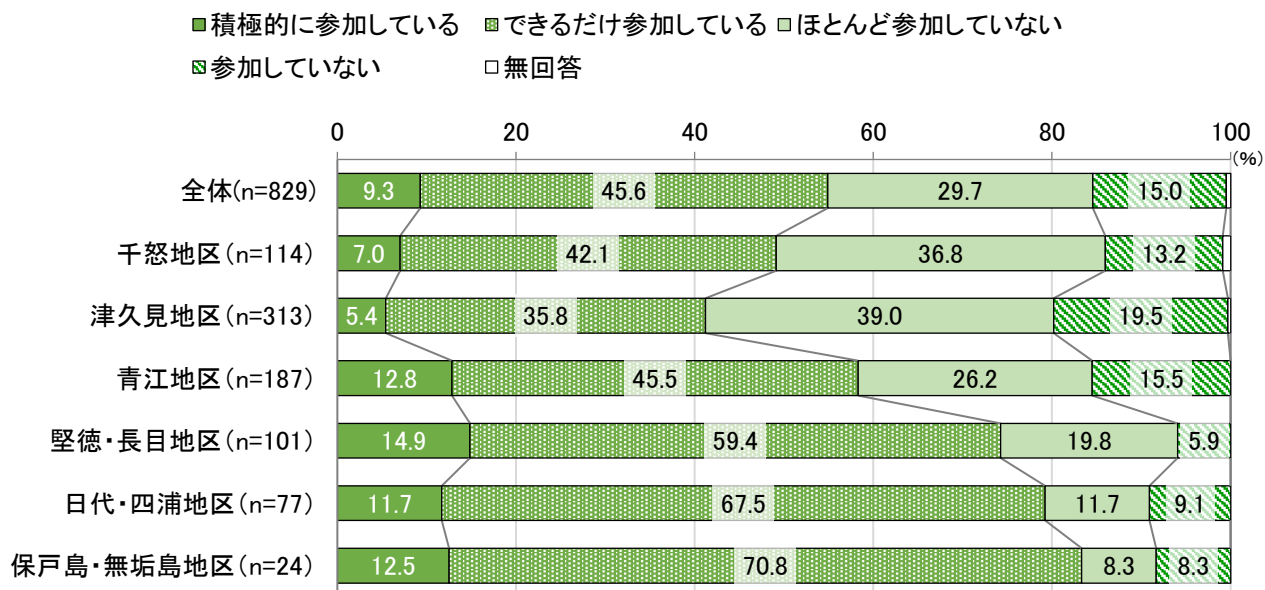


③地域の行事や活動等の参加について

地域の行事や活動等の参加について、全体では「できるだけ参加している」が45.6%、「ほとんど参加していない」が29.7%、「参加していない」が15.0%となっています。

地区別でみると、参加している（「積極的に参加している」＋「できるだけ参加している」）の割合は保戸島・無垢島地区や日代・四浦地区の離島・半島部が高く、参加していない（「ほとんど参加していない」＋「参加していない」）の割合は千怒地区や津久見地区など市中心部となっています。

図表 地域の行事や活動等の参加状況（地区別）

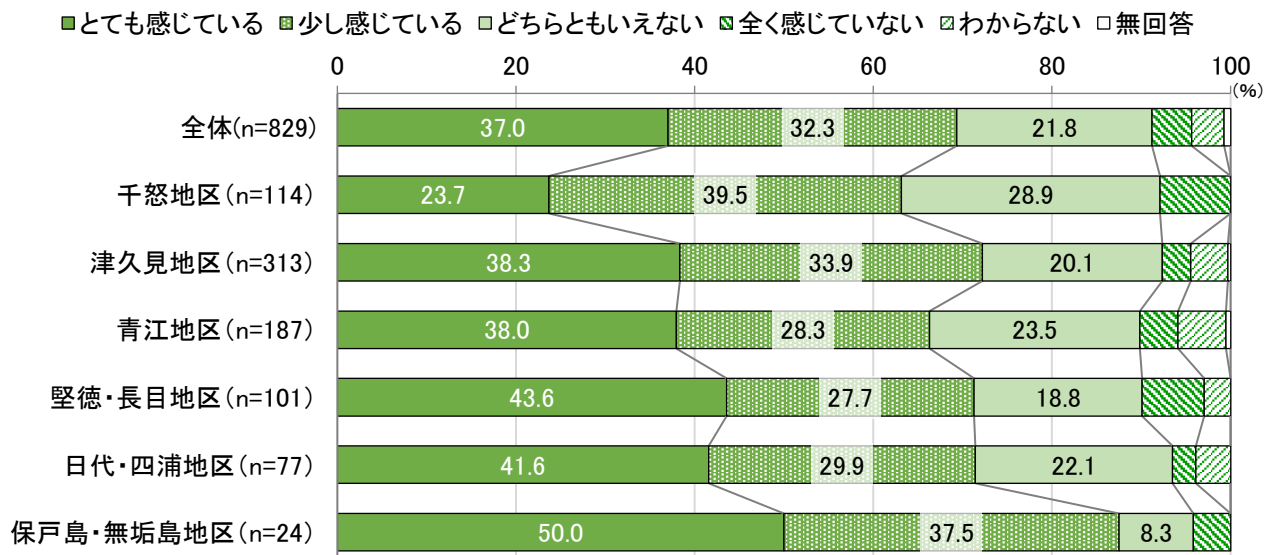


④地域への愛着度

地域への愛着度について、全体では「とても感じている」が37.0%、「少し感じている」が32.3%、「どちらともいえない」が21.8%となっています。

地区別でみると、愛着を感じている割合（「とても感じている」＋「少し感じている」）は保戸島・無垢島地区が最も高くなっています。

図表 地域への愛着度（地区別）



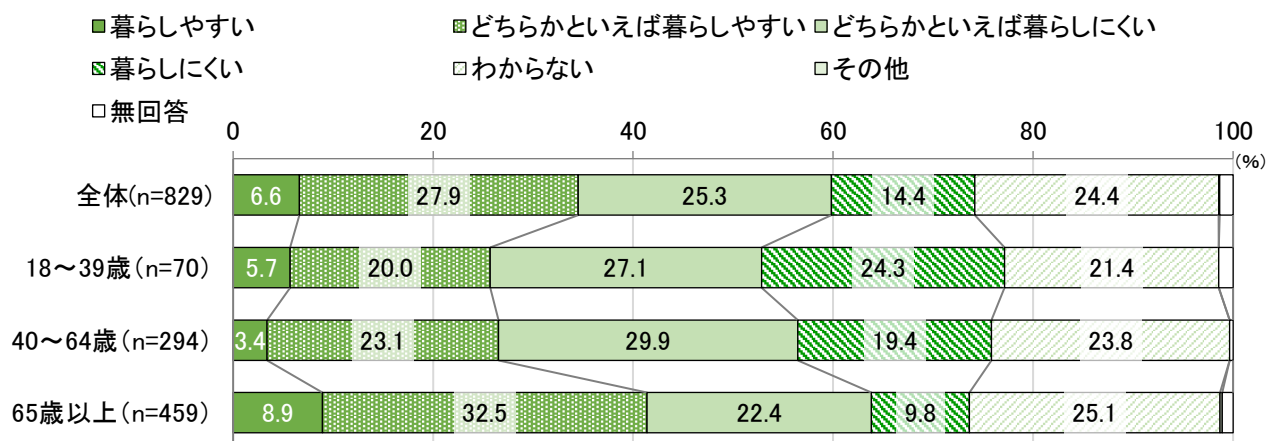
⑤津久見市は、子どもや高齢者、障がい者などにとって暮らしやすいまちか

津久見市が、子どもや高齢者、障がい者などにとって暮らしやすいまちかについて、全体では「どちらかといえば暮らしやすい」が27.9%、「どちらかといえば暮らしにくい」が25.3%、「わからない」が24.4%となっています。

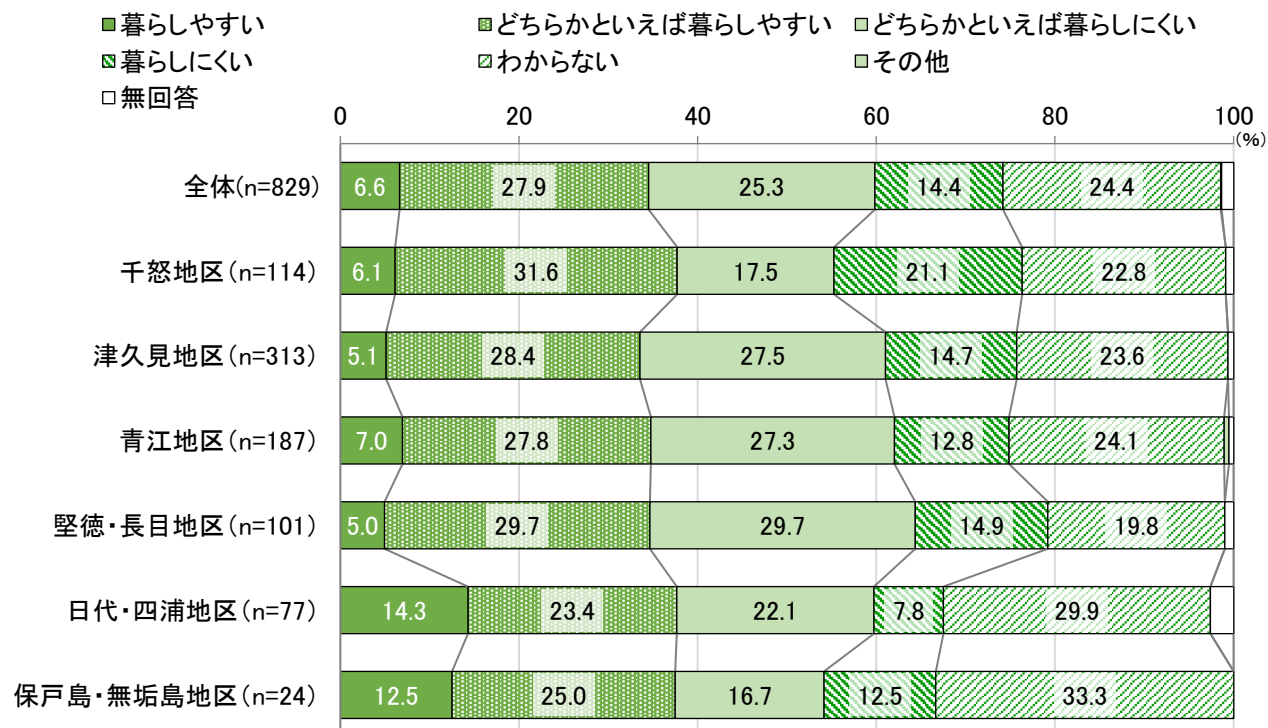
年齢別でみると、18～64歳までは、暮らしやすい（「暮らしやすい」＋「どちらかといえば暮らしやすい」）の割合は、暮らしにくい（「どちらかといえば暮らしにくい」＋「暮らしにくい」）の割合より低いものの、65歳以上では、暮らしやすい（「暮らしやすい」＋「どちらかといえば暮らしやすい」）が暮らしにくい（「どちらかといえば暮らしにくい」＋「暮らしにくい」）を上回っています。

地区別でみると、「どちらかといえば暮らしやすい」は千怒地区が最も高くなっています。

図表 まちの暮らしやすさ（年齢別）



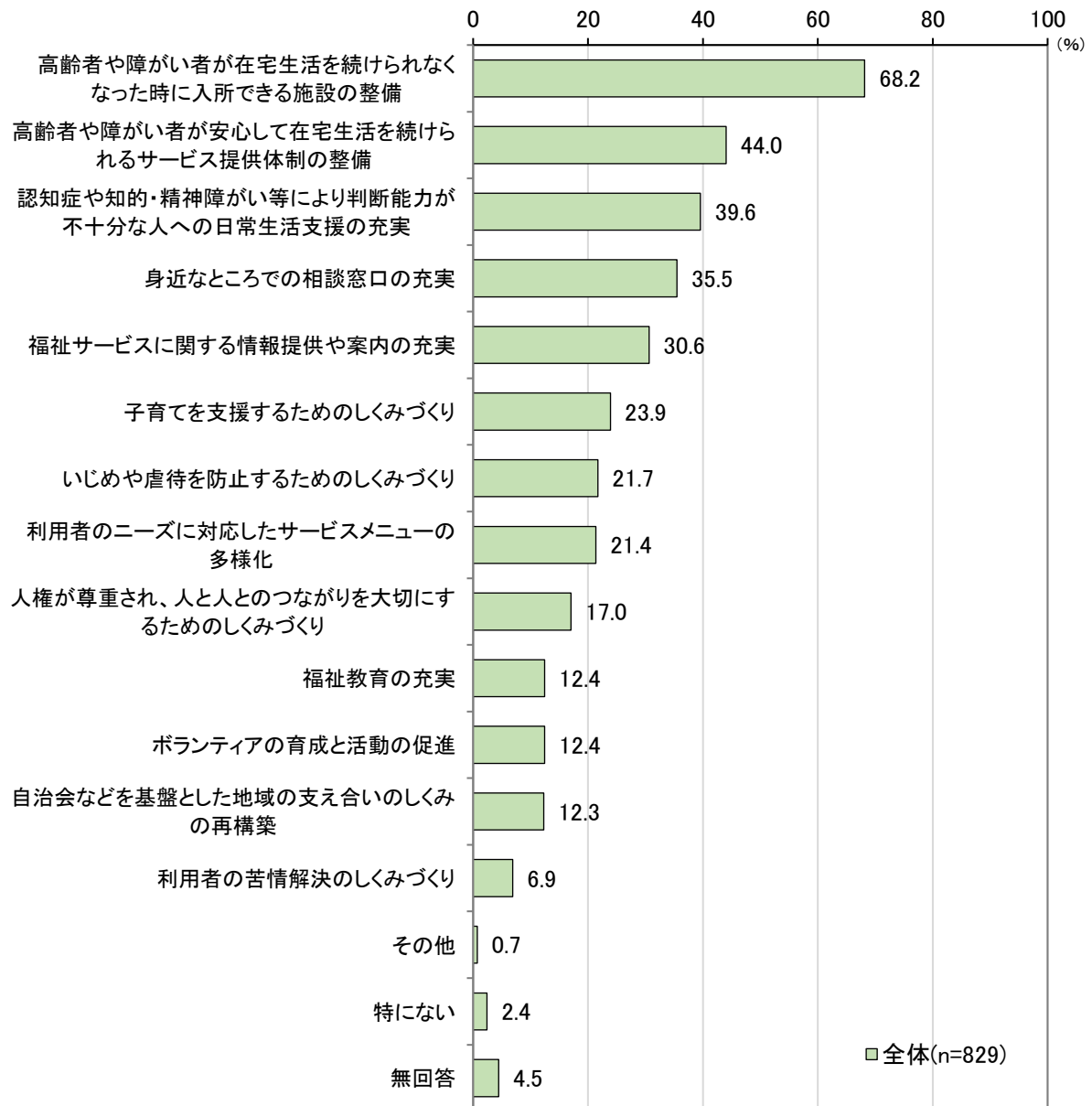
図表 まちの暮らしやすさ（地区別）



⑥これからの津久見市の福祉は何を重点にするべきだと思いますか

津久見市が重点を置くべき福祉施策について、「高齢者や障がい者が在宅生活を続けられなくなった時に入所できる施設の整備」が最も高く、次いで「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」、「認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人への日常生活支援の充実」となっています。

図表 津久見市が重点を置くべき福祉施策

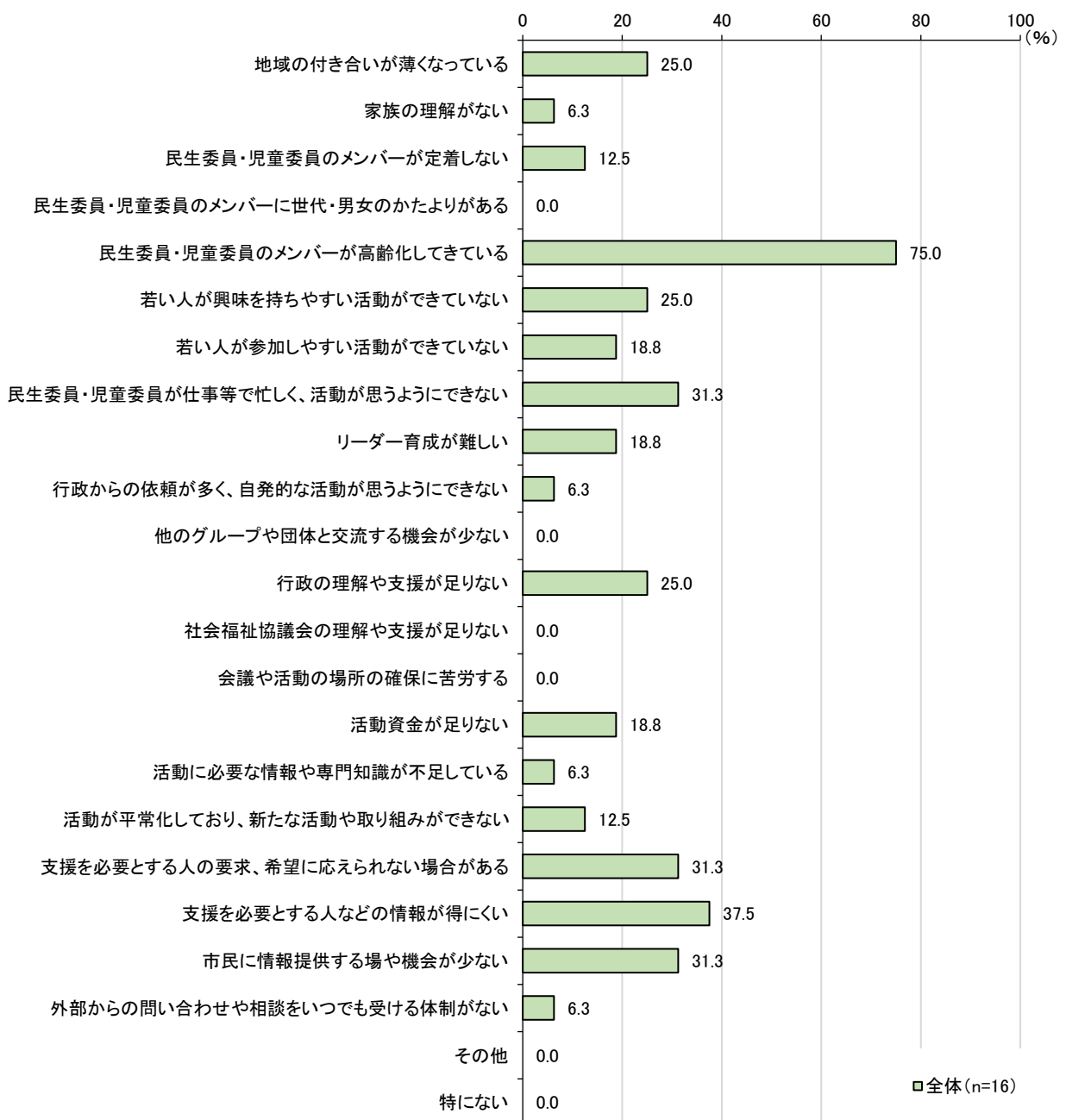


(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員調査

① 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で、現在困っていること

活動の中で現在困っていることについて、「民生委員・児童委員のメンバーが高齢化してきている」と回答した割合が最も高く、次いで「支援を必要とする人などの情報が得にくい」、「民生委員・児童委員が仕事で忙しく、活動が思うようにできない」、「支援を必要とする人の要求、希望に応えられない場合がある」、「市民に情報提供する場や機会が少ない」となっています。

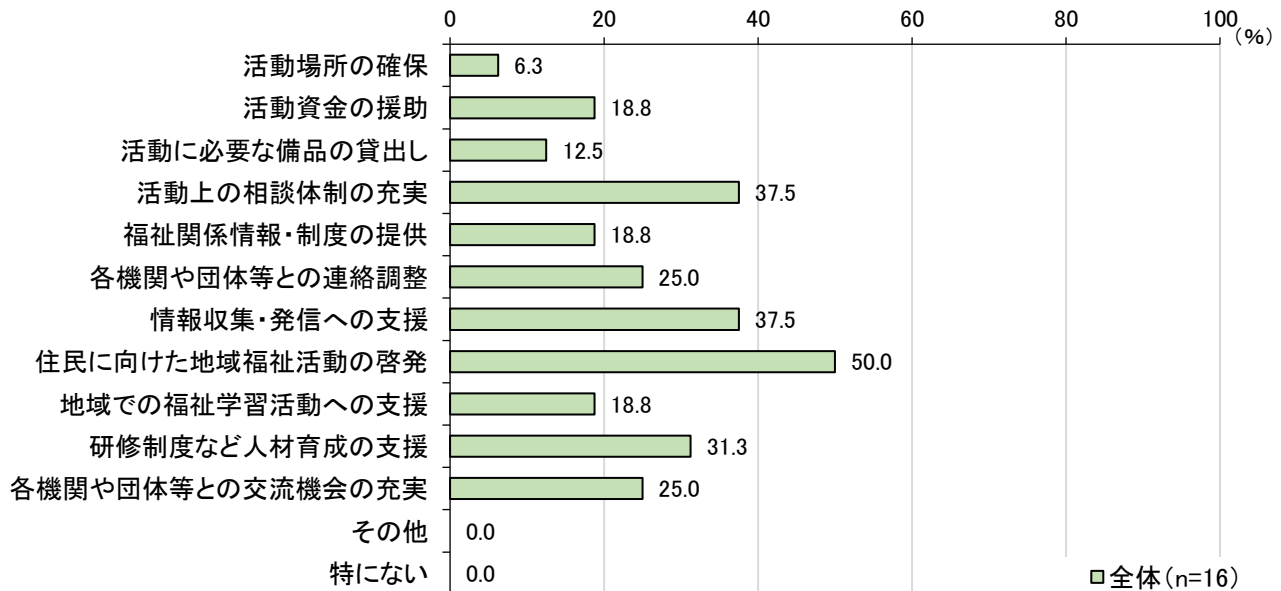
図表 活動の中で、現在困っていること



②地域福祉活動を推進していくうえで、津久見市に期待することは何ですか

津久見市に期待することについて、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」と回答した割合が最も高くなっています。次いで「活動上の相談体制の充実」、「情報収集・発信への支援」となっています。

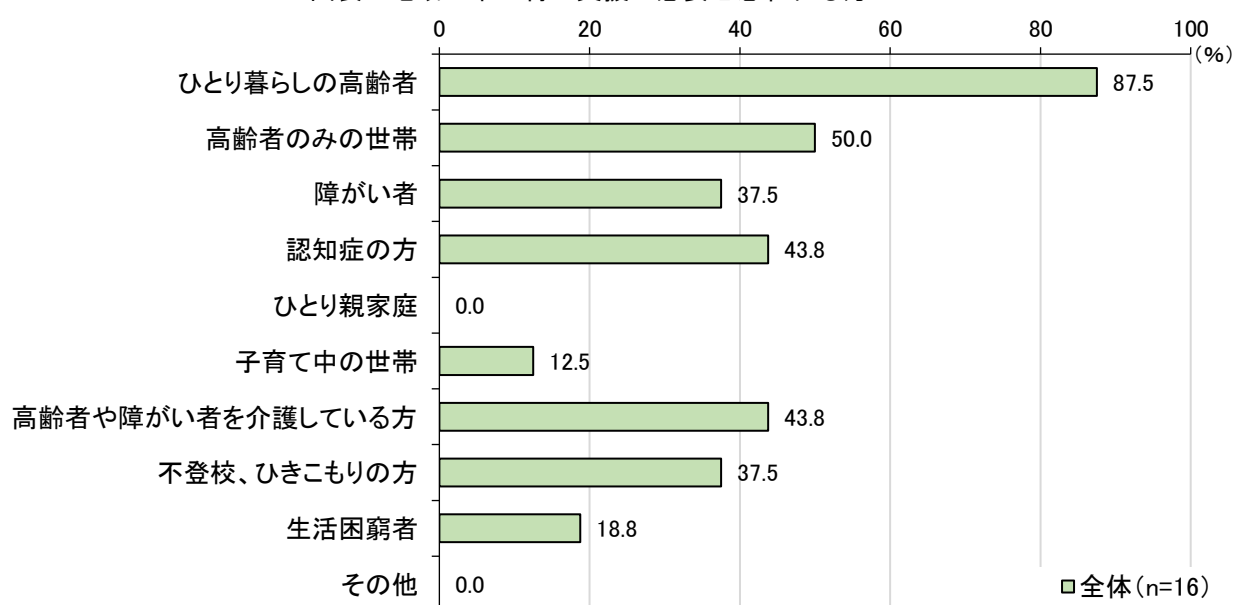
図表 地域福祉活動を推進していくうえで津久見市に期待すること



③地域の中で特に支援が必要と思われる方について

地域の中で支援が必要と思われる方について、「ひとり暮らしの高齢者」と回答した割合が最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」、「認知症の方」、「高齢者や障がい者を介護している方」となっています。

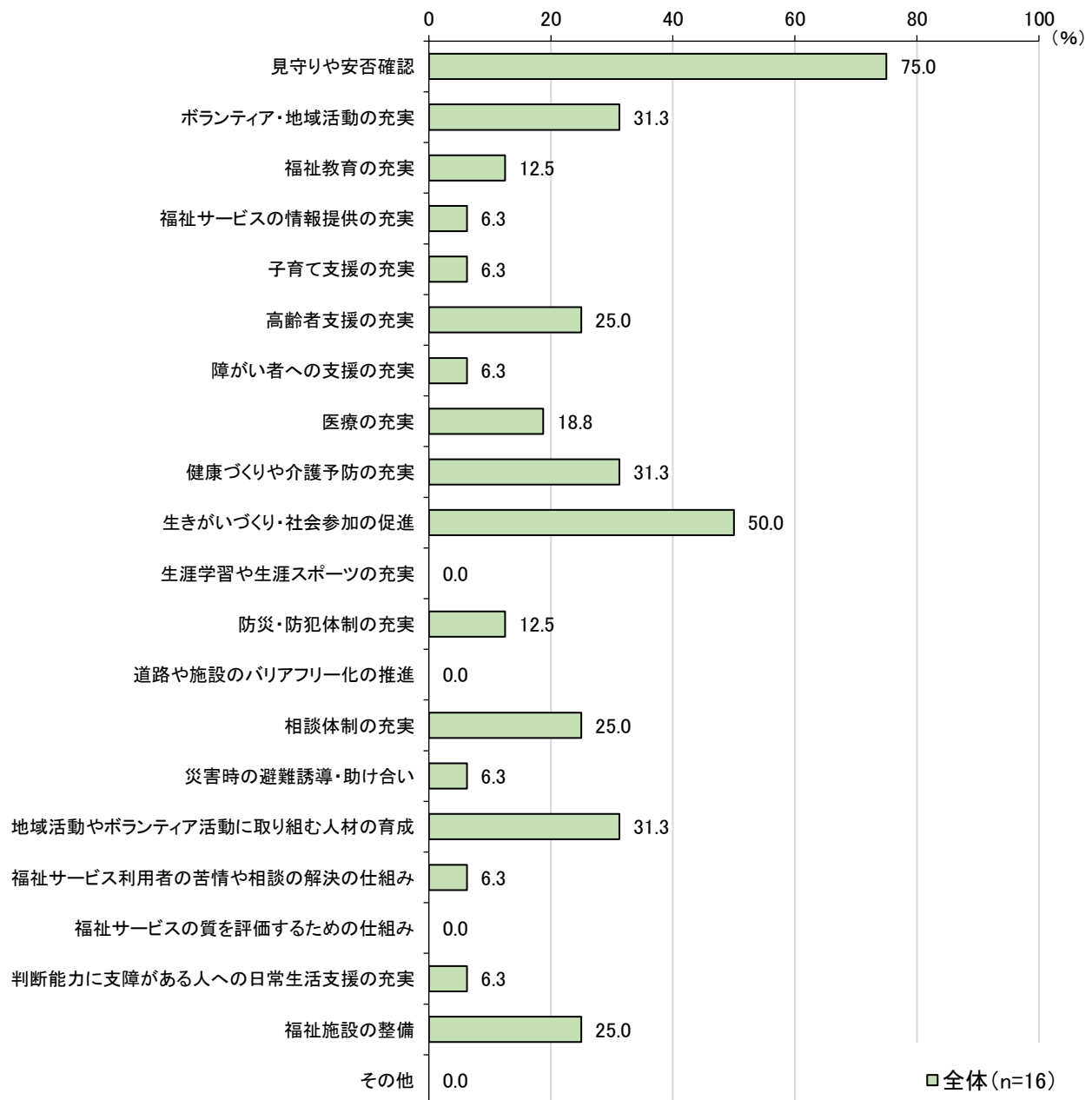
図表 地域の中で特に支援が必要と思われる方について



④誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと

誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要だと思うことについて「見守りや安否確認」と回答した割合が最も高くなっています。次いで「生きがいがづくり・社会参加の促進」となっており、高齢者に関する項目が重要視されています。

図表 地域の中で特に支援が必要と思われる方について



3 現状からみえる課題

課題1 人口減少・少子高齢化における人づくりの必要性

本市の総人口は、減少傾向で推移しています。本市の男女別年齢階級別人口をみると、「70～74歳」が最多年齢帯となっており、今後人口減少の中、高齢化が加速的に推移すると考えられます。

人口減少・少子高齢化の社会にあって、地域福祉の推進における担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、多様な人材の確保に取り組む必要があります。

課題2 支え合いの必要性

地域における支え合いは、地域共生社会を実現していくうえで大変重要となります。

近所づきあいについて、意識調査結果より、年齢が上がるにつれ近所づきあいがある一方、18～39歳では「ほとんど若しくは全く付き合っていない」の割合が41.4%となっています。

地域の繋がりにおいては、同じ津久見市内においても、地区別で大きな違いがみられ、地区による地域活動の参加状況など、つながりの希薄化が課題として浮き彫りになりました。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員調査において、地域の中で支援が必要と思われる方について、「ひとり暮らしの高齢者」と回答した割合が最も高く、誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要だと思うことについても「見守りや安否確認」が最も高くなっており、地域の支え合いがキーワードとなります。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、人口減少の中で、マンパワー不足などの課題が挙げられており、改めて地域で助け合う「共助」の取り組みの必要性が再認識されています。

課題3 地域福祉を支える基盤強化

生活のしづらさや悩みごと、心配ごとなどに対応する福祉の相談窓口は、行政だけでなく民間の団体や事業所など、様々なものがあります。

民生委員・児童委員、主任児童委員調査において、地域福祉活動を推進していくうえで、津久見市に期待することについて、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」、「活動上の相談体制の充実」、「情報収集・発信への支援」が上位に挙がっています。

多くの福祉サービスは、利用者が必要なサービスを自ら選び、利用する仕組みとなっていることから、情報提供・相談体制の充実とともに、サービス提供体制の基盤整備に努める必要があります。

第3章 計画の方向性

I 基本理念

第3期津久見市地域福祉計画の基本理念は、第5次津久見市総合計画の保健・医療・福祉分野の基本目標である「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念とし、本市の地域福祉を推進してきました。

第4期津久見市地域福祉計画においても、第5次津久見市総合計画（2021改訂版）の「将来像」のもと、統計資料調査結果、各種調査結果等から見てきた地域の関係性の希薄化、担い手の減少を踏まえ保健・医療・福祉分野の基本目標である「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念として設定します。

これからの地域福祉は、住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「互助」、介護保険などの社会保険制度「共助」、自助・互助・共助では対応出来ない人（困窮等）に対して最終的に必要な社会福祉制度「公助」の連携によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現への取り組みが必要です。

本計画では、基本理念の達成に向けて、「地域福祉を担う人づくり」、「支え合いの地域づくり」、「福祉サービスが充実したまちづくり」の3つの基本目標を設定します。



2 基本目標

基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり

地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなります。それぞれの専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、地域への関心を高め、活動への参加を促進するための福祉教育を推進するなど、地域を支える人づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ 支え合いの地域づくり

ボランティア活動や協働の取り組みが持続的に展開できるような支援や、交流の促進に向けた取り組みを進めます。

地域福祉を推進するには、地域課題を身近なものとしてとらえ、地域で支え合える関係性を構築することが不可欠です。近年の地域の関係性の希薄化も踏まえ、地域組織の活動支援、担い手の確保・育成のため、様々な交流機会の提供を図ります。

また、日頃からのつながりを育むことは防災や防犯に向けて重要であるという視点から、防災活動や防犯活動を推進します。

基本目標Ⅲ 福祉サービスが充実したまちづくり

適切な福祉サービスが受けられるよう効果的かつ効率的な情報発信に努めます。

誰もが地域で安心して暮らすことができるように、福祉サービスの提供体制の強化に努めるとともに、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。

3 施策体系

健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち

基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 福祉人材の育成
- (3) 健康・生きがいづくりの推進



基本目標Ⅱ 支え合いの地域づくり

- (1) ボランティア活動等の促進
- (2) 交流・ふれあいの場の創出
- (3) 防災活動の推進
- (4) 防犯活動の推進
(再犯防止推進計画)



基本目標Ⅲ 福祉サービスが充実したまちづくり

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービスの推進
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進



第4章 地域福祉計画

I 基本目標 I 地域福祉を担うひとづくり

S D G s

関連分野



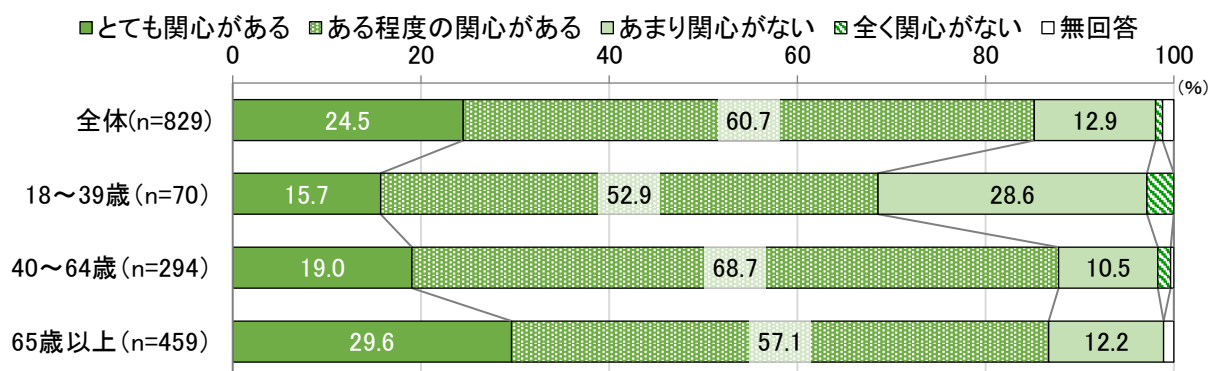
(I) 福祉教育の推進

現状課題

本市ではこれまで、福祉教育の一環として、社会福祉協議会が要請のあった学校を対象として福祉体験学習を実施しています。また、高校生などの若い世代による高齢者の団体活動支援等を行っています。

住民意識調査結果より、市民の福祉への関心度は、全体でみると「ある程度の関心がある」が60.7%、「とても関心がある」が24.5%、「あまり関心がない」が12.9%となっています。年齢別でみると、若い世代の関心度が薄れていることから、子どものうちから福祉への関心を促すためにも、児童・生徒に対する継続的な福祉教育の充実が必要です。

図表 福祉への関心度（年齢別）



施策の方向性

多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むため、子どもの頃から気軽に参加してもらえるような福祉教育の機会拡充に努め、豊かな福祉観を持つことを目指します。

具体的取組

取り組み名称	取り組みの内容
学校への出前講座	地域福祉を「我が事」として認識してもらうため、小学校・中学校を対象に、出前講座を実施します。
ボランティア協力校の推進	福祉教育の一環としてボランティア協力校の活動を推進します。

(2) 福祉人材の育成

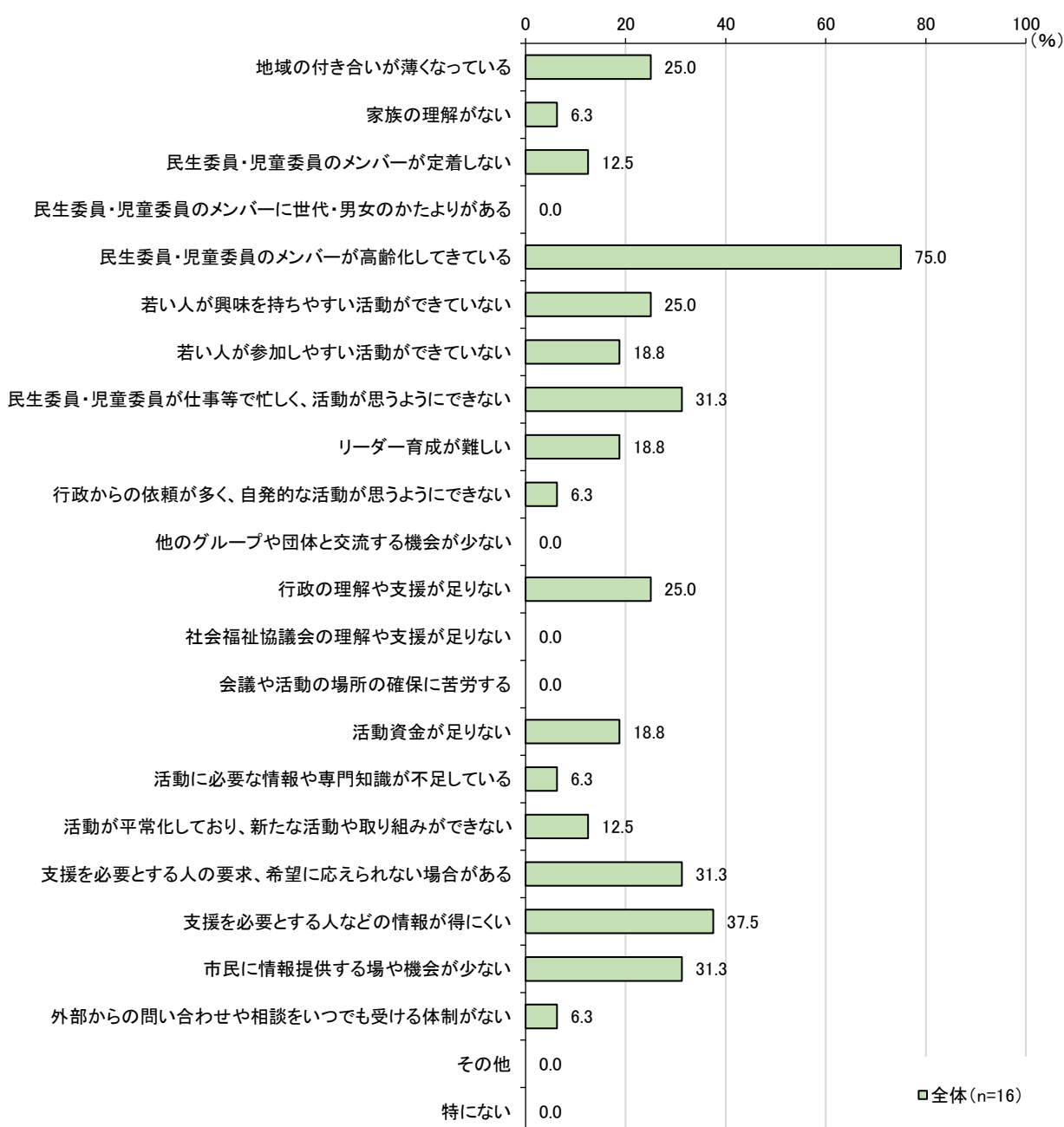
現状課題

地域福祉を推進する上で、地域を支える担い手の活動は重要であり、地域住民にとっても安心して暮らしていくためには欠かすことのできない活動となっています。

地域福祉の推進にあたっては、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」となる民生委員・児童委員の役割が非常に重要になりますが、全国的にみても民生委員・児童委員のなり手が不足している状況にあります。

民生委員・児童委員、主任児童委員調査結果より、活動の中で現在困っていることについて「民生委員・児童委員のメンバーが高齢化してきている」と回答した割合が最も高く、担い手不足も問題となっており、担い手の活動に対する支援体制づくりが必要です。

図表 活動の中で、現在困っていること【再掲】



施策の方向性

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手の育成・確保が欠かせないことから、既存の担い手の抱える課題・問題の把握や、その解決に向けた取組を支援します。

また、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、活動の中核となるリーダー育成に取り組めます。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
民生委員・児童委員、介護予防推進員の活動支援	区長会と連携し、民生委員・児童委員、介護予防推進員が地域で活動しやすい環境づくりに努めるとともに、相談活動の充実強化を目指します。 民生委員・児童委員、介護予防推進員の地域活動について周知・啓発を進め、地域住民への理解と協力を促します。
公民館主催教室	公民館主催教室において地域における社会教育の実践者を育成するなど人材育成を進めます。
各種支援サポーター養成講座の開催	介護人材の確保、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成研修など、福祉人材の育成に努めます。

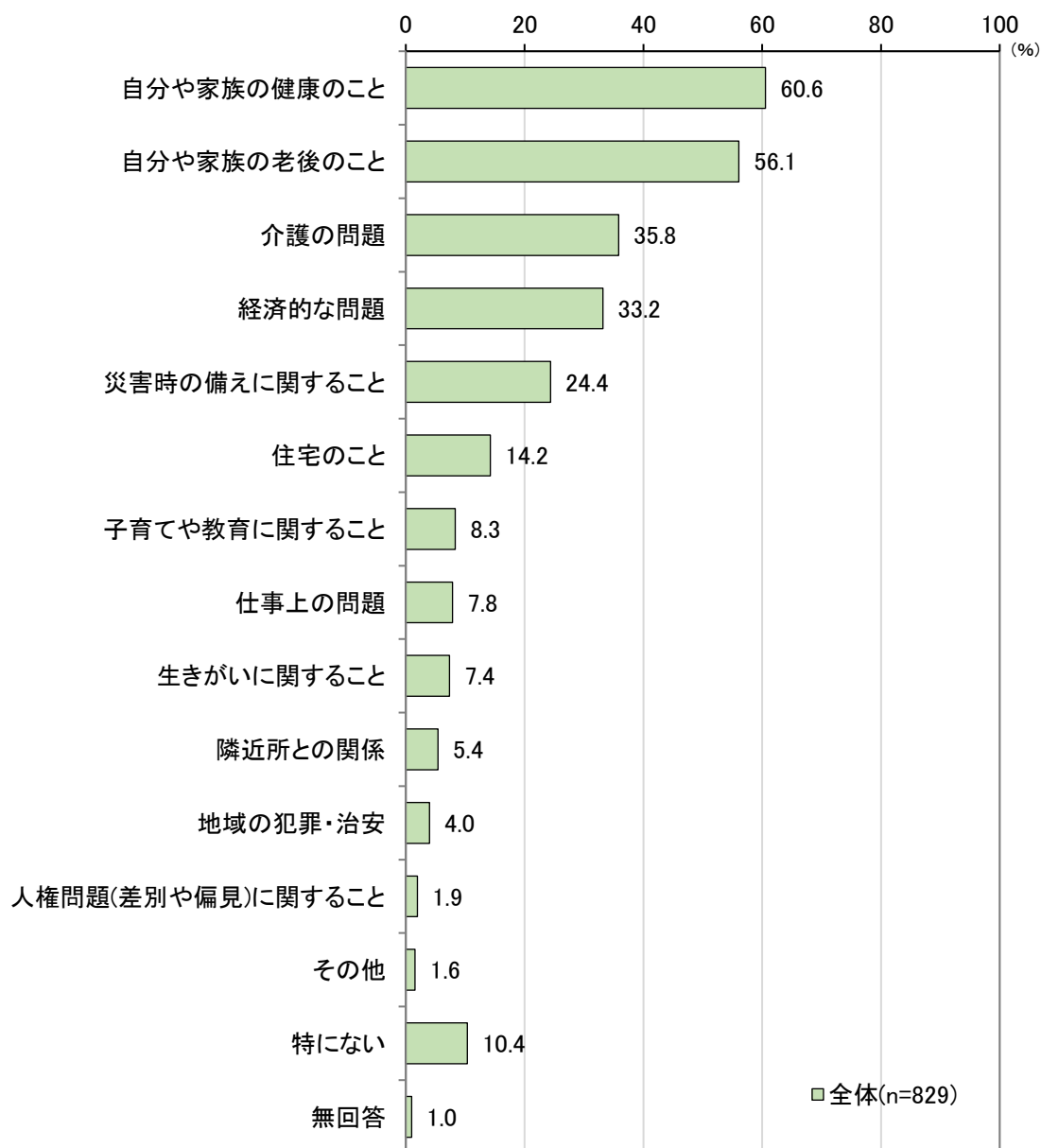
(3) 健康・生きがいのづくりの推進

現状課題

住民意識調査結果より、日常生活の悩みや不安を感じていることについて「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」、「介護の問題」、「経済的な問題」があげられています。

健康・生きがいのづくりの推進にあたっては、若い頃から健康づくりに取り組むとともに、高齢になっても体を動かす習慣を持つなど、健康への意識向上や、生きがいをもって地域で活躍できる取り組みが必要です。

図表 日常生活の悩みや不安を感じていること



施策の方向性

市民一人ひとりが生涯を通じて、健康で豊かな日々の暮らしを送ることができるよう健康づくりに努めます。また、地域住民による声かけや見守り活動による地域ぐるみの健康づくりを推進します。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
健康づくりボランティアの養成	介護予防の普及と啓発に努めるとともに、体操・栄養教室等の推進を図ります。
こころの健康づくり	悩み事を抱える人に語りかけ相手の話を傾聴する「ゲートキーパー」を養成し、市民の心の健康を保ちます。
生きがいづくりの推進	シルバー人材センター等への支援により、高齢者の雇用促進を図ります。
障がい者の社会参加の促進	障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう就労移行支援事業所による訓練を促進します。

2 基本目標Ⅱ 支え合いの地域づくり

S D G s
関連分野



(Ⅰ) ボランティア活動等の促進

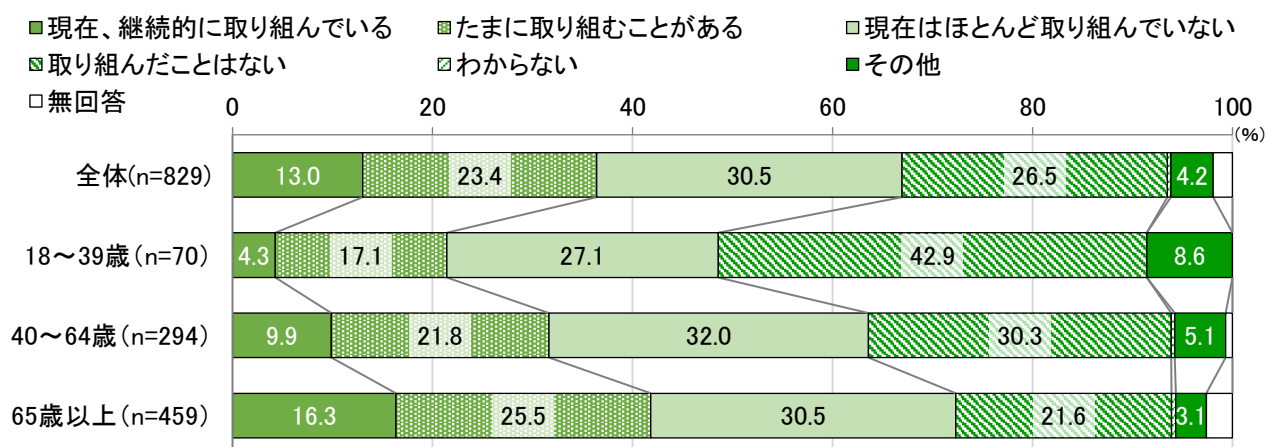
現状課題

住民意識調査結果より、地域活動・ボランティア活動の参加の有無について全体でみると、約4割が参加している状況にあります。

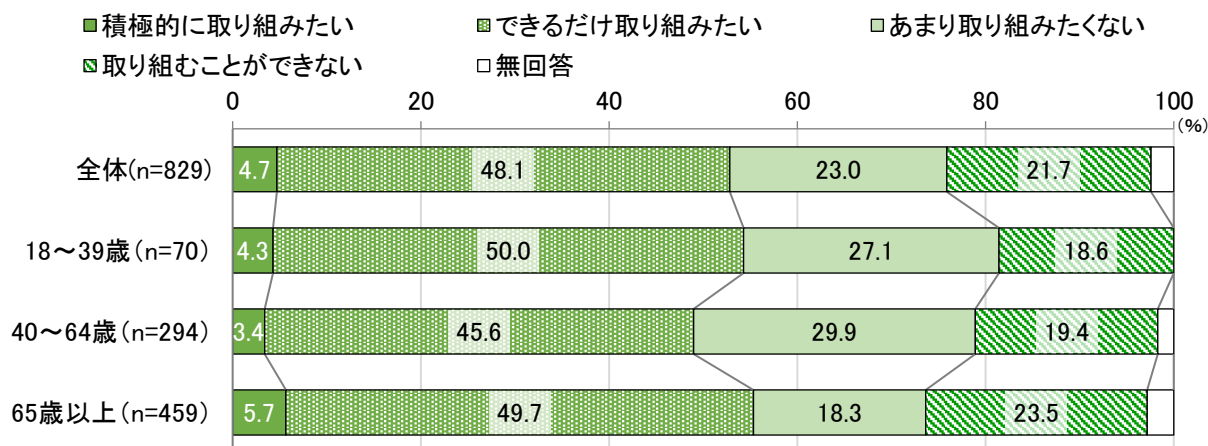
地域活動・ボランティア活動の参加状況を年齢別にみると、40歳未満の参加割合は2割から3割程度ですが、65歳以上は4割を超えています。

今後、地域活動・ボランティア活動にどの程度取り組みたいかについて、年齢に関係なく5割程度の方が取り組みたいとしていることから、地域活動やボランティア活動の実施方法等の検討、仕事と地域活動の両立を図るなど、若い世代をいかに取り込んでいくかが課題となります。

図表 地域活動・ボランティア活動の参加の有無（年齢別）



図表 今後、地域活動やボランティア活動等にどの程度取り組みたいか（年齢別）



施策の方向性

市民の積極的な地域活動に対して支援を行いつつ、ボランティア活動の充実・支援を行うとともに協働の推進を図ることにより、地域活動の活性化に努めます。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
ボランティア活動への支援	地域活動団体が行う公益的な社会貢献活動を支援します。 地域活動の支援により、活動の裾野を広げていきます。
ボランティアの育成支援	様々な知識や経験を持った人材の発掘を行い、地域で活躍する人を支援します。 また、ボランティア協力校の活動を推進します。
社会福祉協議会との連携	ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます。

(2) 交流・ふれあいの場の創出

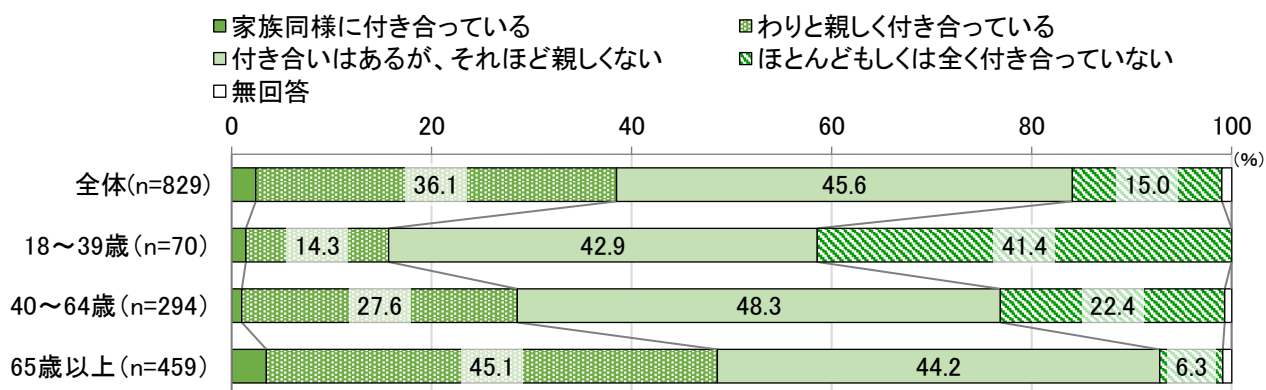
現状課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、住民同士の交流の場や情報共有の場が制限されたことによる地域意識の低下や住民関係の希薄化が課題として挙げられています。

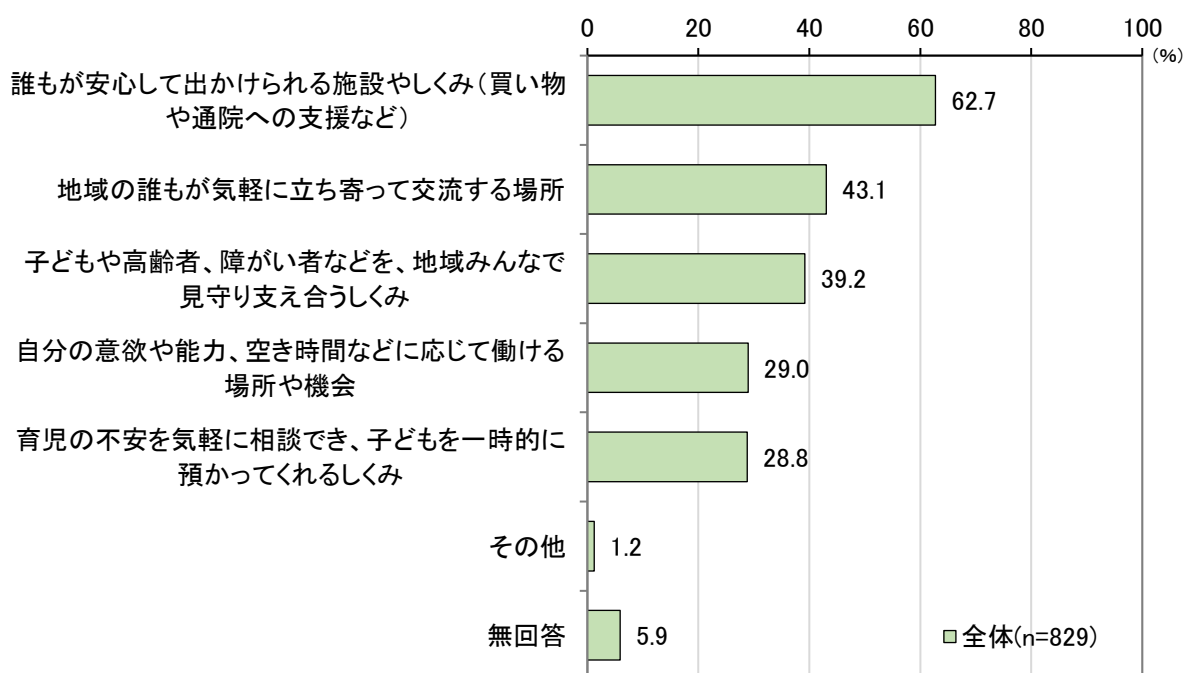
住民意識調査結果より、地域との付き合いについて、若い世代では約4割が「ほとんどもしくは全く付き合っていない」と回答しており、若い世代を中心とした住民関係の希薄化がみられます。

誰もが安心して暮らすために、身近な地域に「あったらいいな」と思うものについて、「誰もが安心して出かけられる施設やしくみ（買い物や通院への支援など）」、「地域の誰もが気軽に立ち寄って交流する場所」、「子どもや高齢者、障がい者などを、地域みんなで見守り支え合うしくみ」が上位に挙げられており、交流・ふれあいの場の創出が必要です。

図表 地域との付き合いの程度（年齢別）



図表 誰もが安心して暮らすために、身近な地域に「あったらいいな」と思うものは



施策の方向性

日頃から交流することができるよう、地域の集いの場や活動、イベント等の機会及び情報を提供するなど、市民の交流や地域への参加を促進します。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
自治会への加入促進	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援し、自治区への加入促進を行います。
盛人クラブや子ども会の活動支援	盛人クラブや子ども会のイベントや活動支援、情報提供を通じて、活動の活性化を図ります。
子育て世代への支援	地域でのふれあい活動や地域子育て支援センター事業をはじめとする各種事業の拡充を図ります。
障がい者に対する支援	市の広報誌やホームページなどを活用し、「障がい」や「障がいのある人」に関する理解を深めるための広報活動や情報提供を行います。 大分県や社会福祉協議会と連携して、障がいのある人やその支援団体と交流する機会を設定するよう努めます。
地域サロン活動の支援	社会福祉協議会等と連携し、地区社協やサロン活動等を活用し、子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
公民館活動への支援	地区の公民館や集会施設などを地域の交流や学習の場として活用していきます。
公共施設の活用	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。
活動費の助成	各種助成金を活用し、活動費の助成を行います。

(3) 防災活動の推進

現状課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生しています。また、本市では南海トラフ地震の発生も危惧されており、地域での支え合いの必要性や日常的なつながり、災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

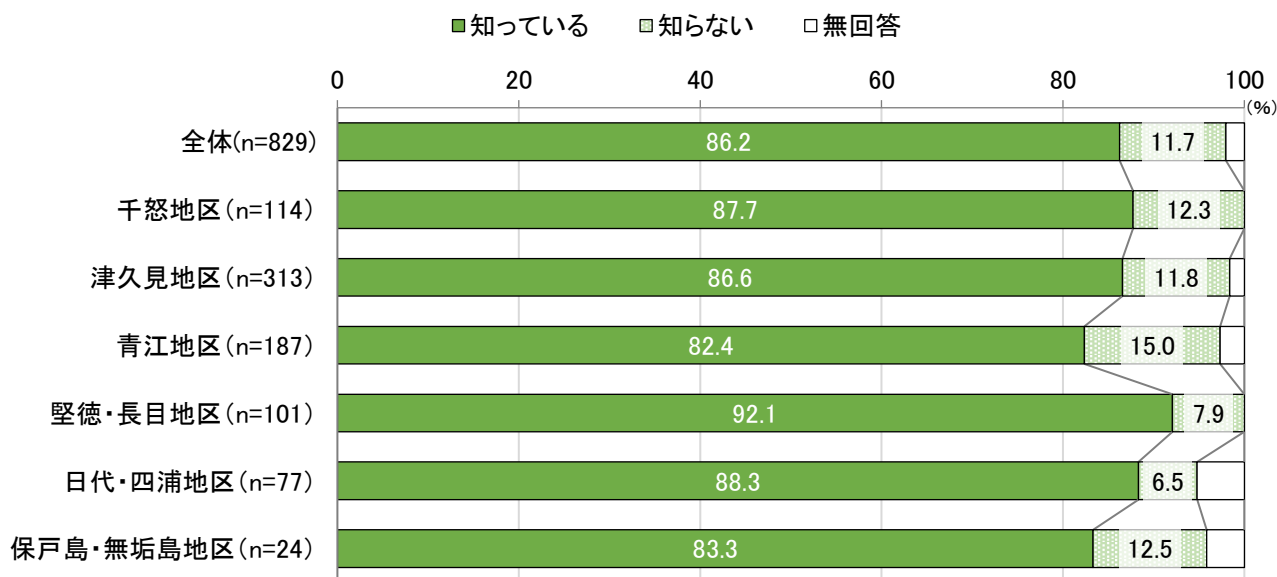
本市も、平成29年台風第18号により甚大な被害を受け、災害時に要配慮者とされる高齢者・障がいのある人、妊産婦等の支援を要する方々の対応について、行政だけでなく地域社会による主体的な防災対策・支援の体制整備の必要性を痛感しました。

住民意識調査結果より、災害時の避難場所の認知度について、約8割が避難場所を知っているものの、災害発生時に、一人で避難することができるかについて、全体で約5割の方が「できない（「できないと思う」＋「わからない）」と回答しています。

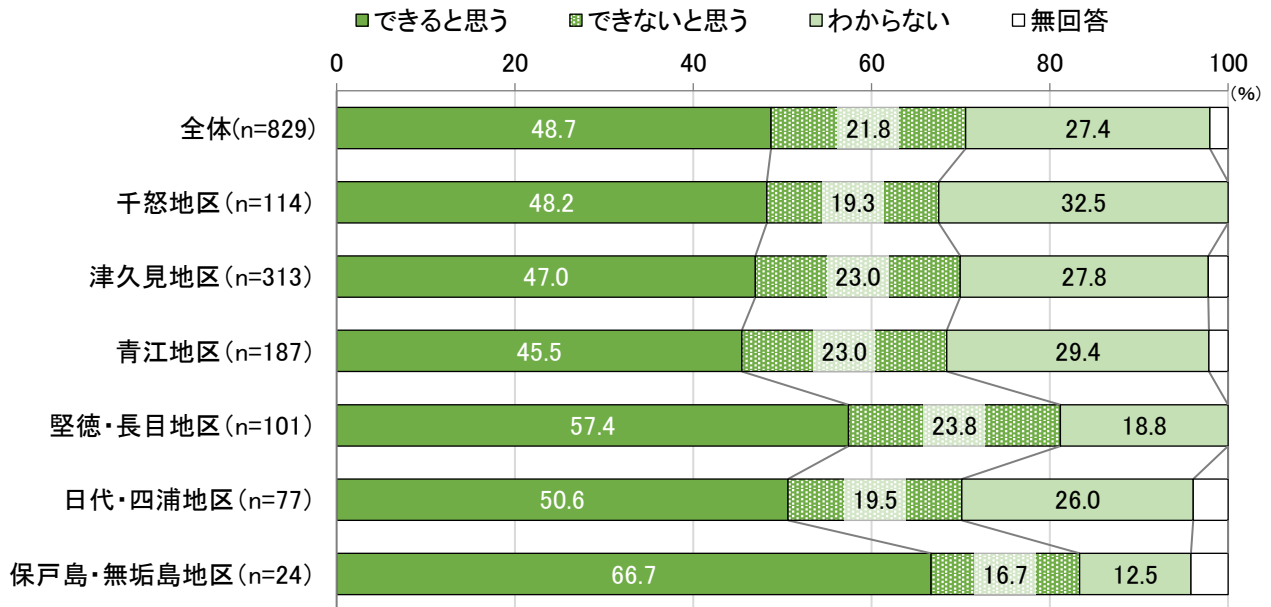
また、自治会の防災活動など、自主防災組織が行う防災訓練などに参加の有無について、「参加したことがある」と回答した方は全体の約5割となっており、市内中心部において参加割合が低くなっています。

住民同士のつながりの希薄化も進んでいることから、日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発を促すことが重要です。

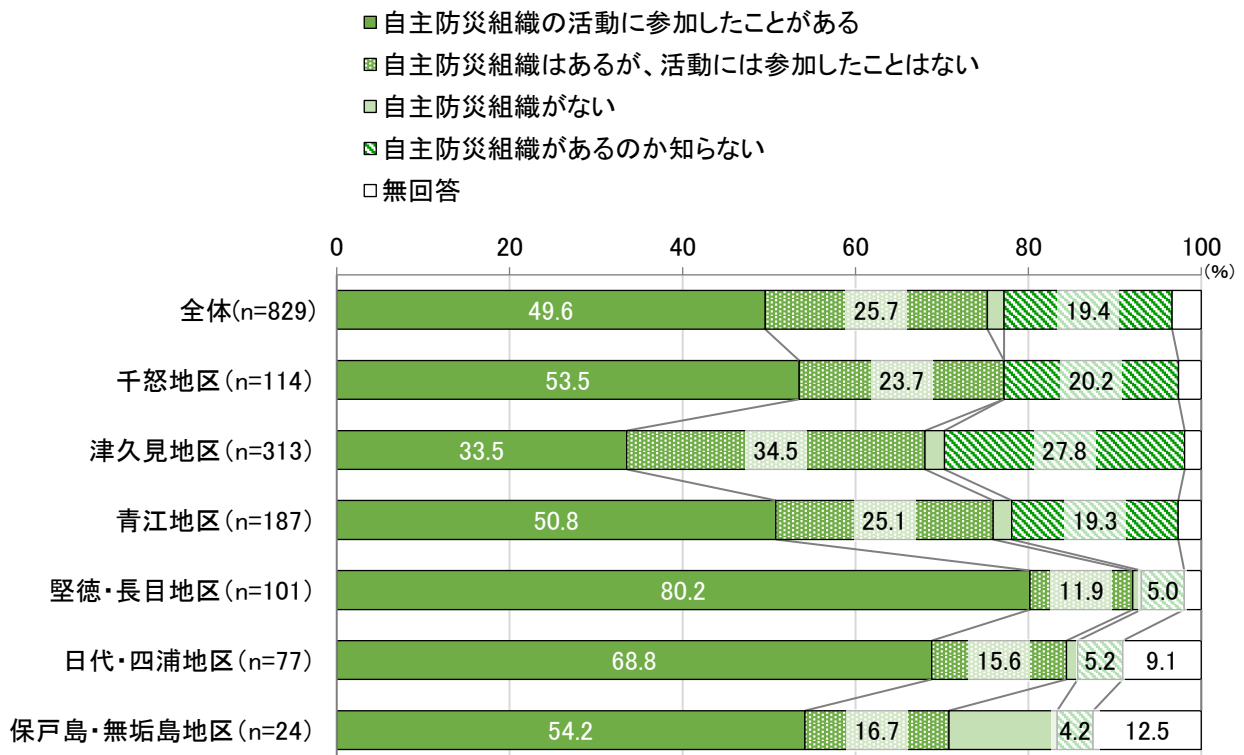
津久見市が定めている災害時の避難場所（地区別）



図表 災害発生時に、一人で避難することができますか（地区別）



図表 自治会の防災活動など、自主防災組織が行う防災訓練などに参加しているか（地区別）



施策の方向性

「津久見市地域防災計画」に基づき、地域において相互に助け合える地域支え合いネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

また、安全・安心な暮らしの確保に向けて地域ぐるみの防災活動を推進する中で、地域の連携強化に努め、有事における被害軽減を図ります。

具体的取組	
取り組み名称	取り組みの内容
防災知識の普及・啓発、情報提供	災害時に適切な行動ができるよう、防災訓練や出前講座などを開催し、多くの市民へ啓発活動を行います。 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に市民に正確な情報を提供する環境を整えます。
自主防災組織の育成・支援	災害時に、地域住民が相互に協力し、消火・救出救護、避難誘導活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成を進めるとともに、必要に応じて支援します。
避難行動要支援者名簿の管理	自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者への個別避難計画の作成を行います。 また、定期的に更新を行い、避難行動要支援者名簿の適正な管理を行います。
避難所の整備	避難所用緊急物資の整備を図ります。 一般の避難所で共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。
関係機関との連携	災害時に不足する人的・物的資源の支援を要請するため、関係機関や民間企業・事業所・団体との協定を締結し、連携の構築を図ります。

(4) 防犯活動の推進

現状課題

本市はこれまで、民生委員・児童委員や介護予防推進員等の協力により、地域で高齢者の見守り体制の構築を図っています。

防犯面においても、特に配慮が必要な高齢者や障がいのある人、子どもが安全安心に暮らすことができるようにするためには、地域住民の見守りと気軽に相談できる地域づくりを推進するとともに、それぞれの年齢に合った犯罪被害の防止に係る教育や意識の啓発に取り組む必要があります。

近年、手口が巧妙化している特殊詐欺等についても未然防止・拡大防止を図るため、高齢者や地域住民などへの各種講座の実施や地域の支援者・民間の支援事業者等への周知活動、情報提供等を行うことが必要です。

施策の方向性

地域での見守り活動を推進するとともに、防犯対策では配慮が必要な高齢者や障がいのある人、子どもが安心して暮らすことができるよう、日頃からの付き合いと情報の共有によって地域の防犯力の向上を図ります。

また、青少年が犯罪に巻き込まれないように、地域ぐるみでの健全育成に努めます。

具体的取組	
取り組み名称	取り組みの内容
情報提供	特殊詐欺等の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発に努めます。また、出前講座等において知識の普及啓発に努めます。
自主防犯組織への支援	安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域における見守り活動の推進を図ります。 つくみん安心見守りネットワークの推進を図ります。
青少年の健全育成	地域ぐるみの健全育成事業や、街頭指導など、青少年が心身ともに健やかに育つ地域環境の整備に努めます。
再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動	再犯防止や更生保護活動に関する情報を「社会を明るくする運動」などを通じて広く市民に周知します。
更生保護活動支援	保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。
関係機関との連携	大分県消費生活・男女共同参画プラザと連携し、対応の充実に努めます。警察や防犯協会等と連携し、防犯情報の共有を図ります。

3 基本目標Ⅲ 福祉サービスが充実したまちづくり

S D G s
関連分野



(Ⅰ) 情報提供の充実

現状課題

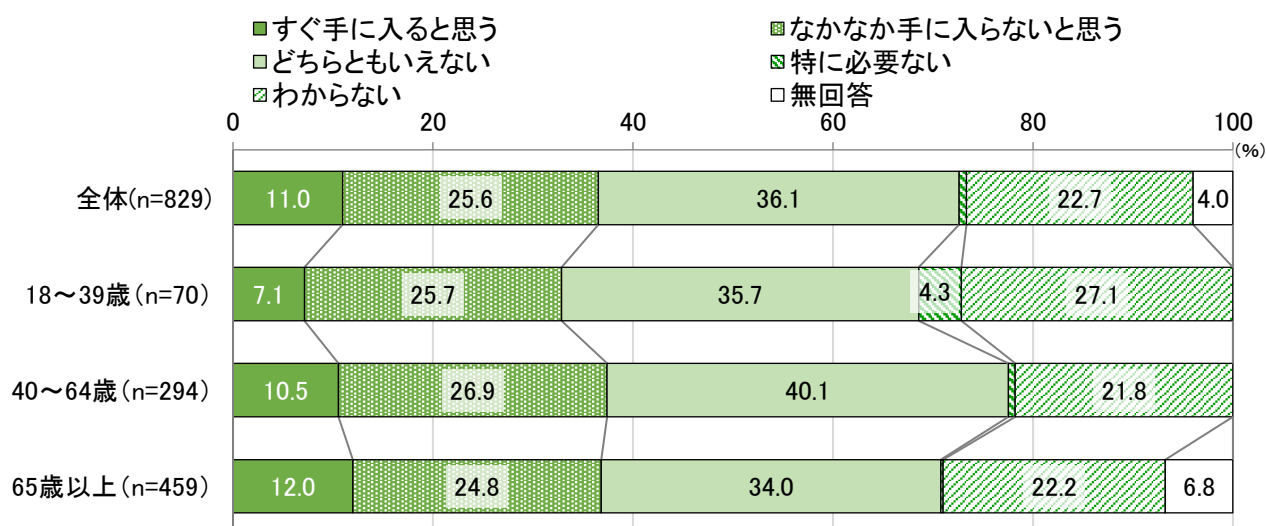
本市では、これまで地域福祉への理解と啓発を目的として、様々なイベントや講演会等を通じて情報発信を実施してきましたが、近年は新型コロナウイルス感染症拡大等により、各種活動の中止や規模縮小など活動自粛を余儀なくされました。

住民意識調査結果より、福祉に関する情報が必要なときに、すぐにその情報が手に入るかについて、全体でみると「どちらともいえない」、「なかなか手に入らないと思う」、「わからない」と続いています。

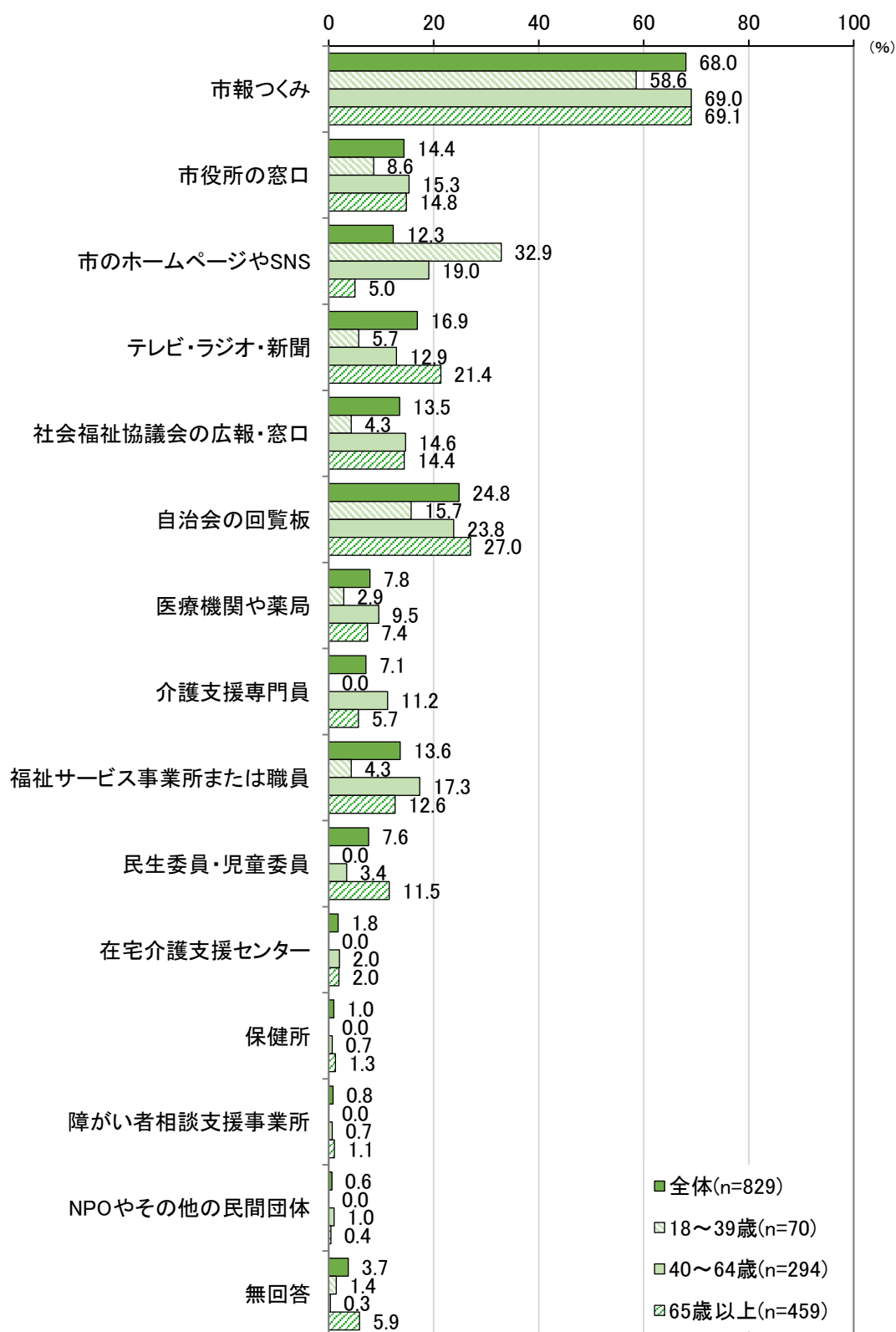
市民の福祉情報の収集媒体としては、全体でみると「市報つくみ」と回答した割合が最も高く、「自治会の回覧板」、「テレビ・ラジオ・新聞」と続いています。

また、「市のホームページや SNS」については、若い世代を中心に一定の効果がみられ、情報発信の取り組みにあたっては対象者ごとの情報提供手段の検討が必要です。

図表 福祉に関する情報が必要なときに、すぐにその情報が手に入るか（年齢別）



図表 福祉情報の収集媒体（年齢別）



施策の方向性

地域福祉をはじめ、様々な分野に関する情報発信に取り組みつつ、必要とする人へ確実に情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
福祉情報の発信強化	広報、HP、SNS(Facebook, LINE)等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報をわかりやすく伝えるとともに、各種情報提供ツールについて、利用対象者を意識したコンテンツを検討します。
パンフレットの作成	福祉に関するパンフレットを作成し、福祉サービスの周知に努めます。

(2) 相談体制の充実

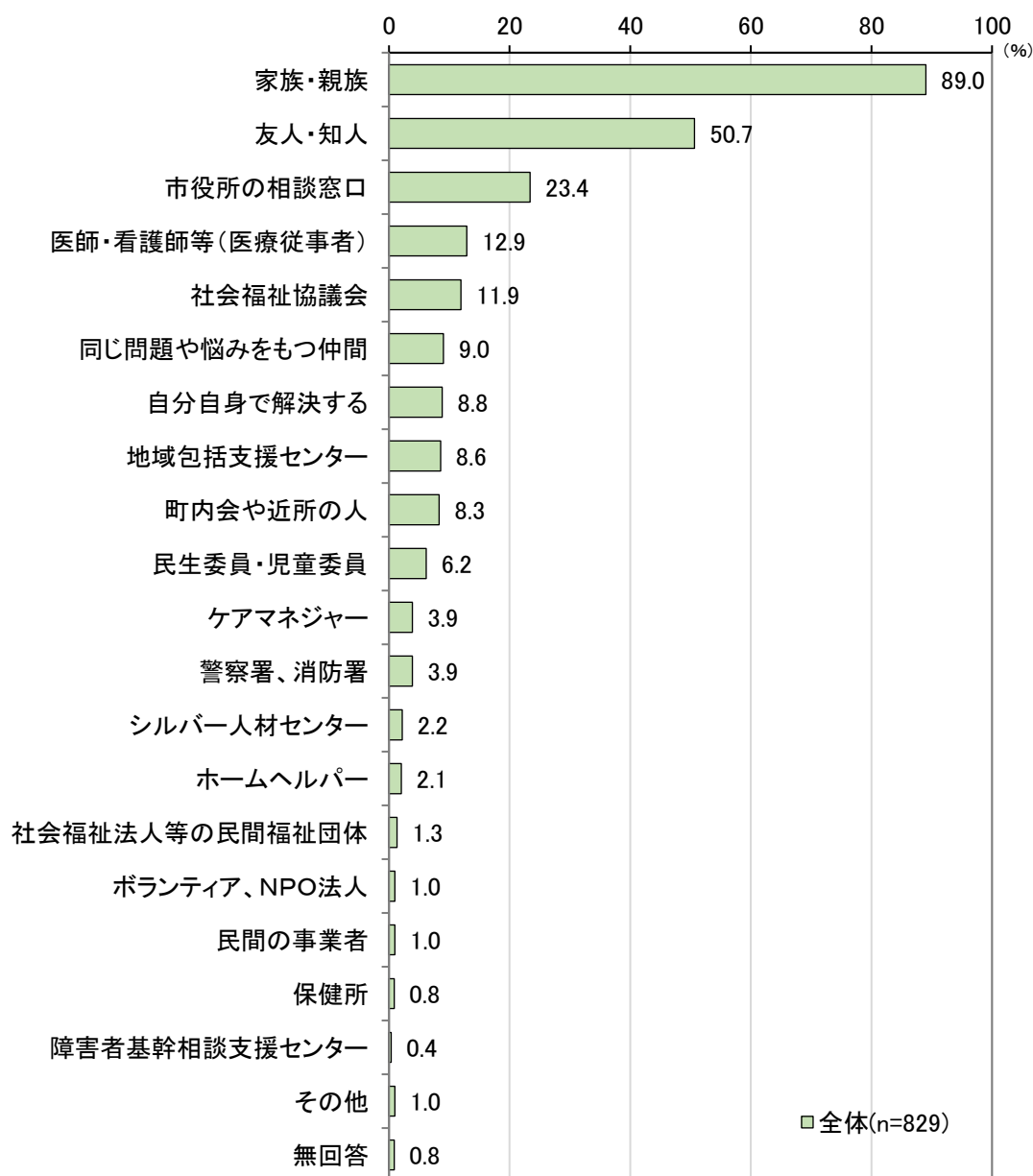
現状課題

本市ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を行ってきました。

住民意識調査結果より、不安や悩みの相談先としては「家族・親族」、「友人・知人」が多く、公的な機関への相談は少ない状況ですが、今後は、高齢者や障がいのある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な地域課題が増加することが予想されます。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期の発見により問題が重症化しないよう相談体制の整備が必要です。

図表 生活上の問題で相談や助けが必要になったとき、誰に手助けを頼みたいか



施策の方向性

市民の抱える悩みや不安について気軽に相談できるよう、相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知するとともに、各種相談員の質の向上を図り、さまざまな相談を受け止めて適切な支援につなぐ「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

具体的取組	
取り組み名称	取り組みの内容
情報発信	各種福祉サービスに関する情報や相談窓口に関する周知を図ります。
早期対応	地域における多様な団体や組織、民間等とのネットワークの輪を広げ、様々な課題を抱える住民に早期に対応できる体制づくりの充実を図っていきます。
分野を問わない相談支援の充実	誰もがが必要な支援を受けられるよう、分野を問わない相談体制の整備を図ります。
個別分野における相談支援の強化と連携	高齢・障がい・子ども等の各分野における専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて多分野が連携した総合的な支援につなげられる仕組みづくりを推進します。

(3) 福祉サービスの推進

現状課題

市の一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が必要なサービスを受けることができるような体制の整備が求められます。

本市では、「高齢者」「障がい者」「子育て」等それぞれの個別計画において、サービス内容の充実や質、量の確保に努めています。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、福祉ニーズは多様化しており、今後も、誰もが安心して質の高い福祉サービスを利用できるようにしておく必要があります。

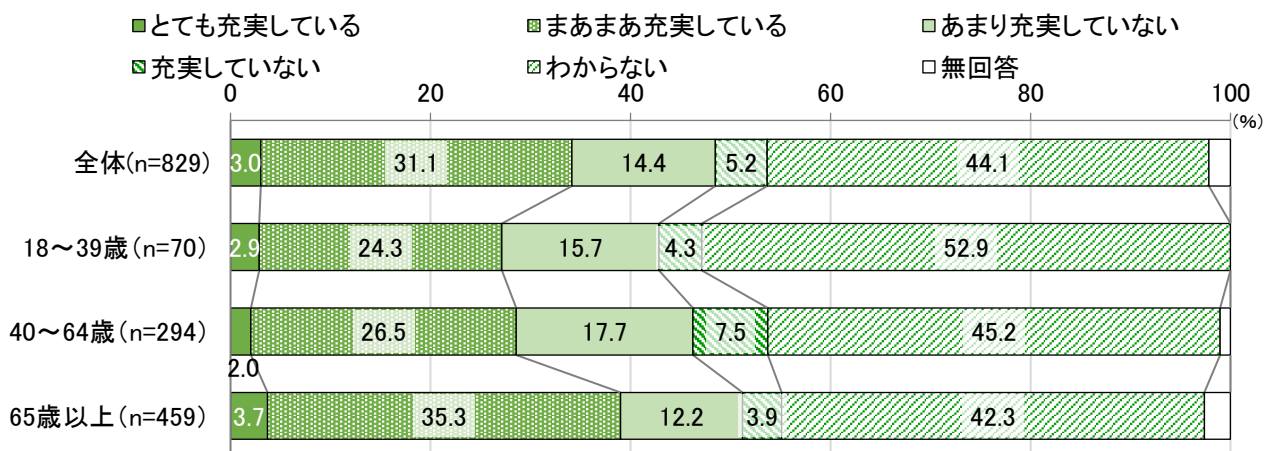
住民意識調査結果から、津久見市の福祉施策（サービス）について全体でみると、「わからない」、「まあまあ充実している」と続いています。

また、福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について、「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い共に取り組むべきである」、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」と続いています。

福祉サービスは種類が多いため、利用者が必要とするサービスを選択するためには、効果的な情報提供についても必要になっています。

一方で、福祉サービスを利用する方の、日常生活の悩みなど福祉サービス以外の課題についても、地域住民や関係機関が連携して解決していくという意識を持つことも必要になっています。

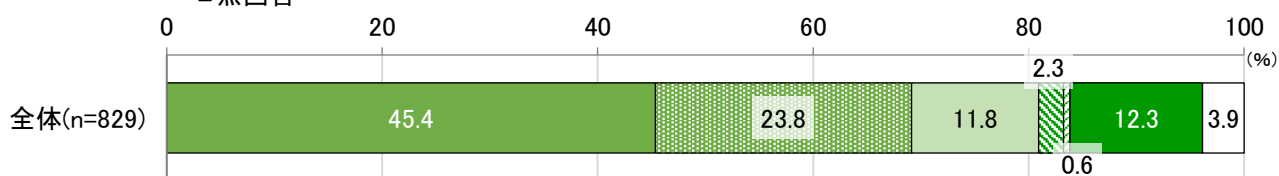
図表 津久見市の福祉施策（サービス）について（年齢別）



※四捨五入による有効数字の関係上、単数回答であっても合計値が100%にならない場合があります。

図表 社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係

- 福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い共に取り組むべきである
- まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである
- まず行政が実施し、できない場合に住民が協力していくべきである
- 社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない
- その他
- わからない
- 無回答



施策の方向性

多様化する市民ニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供することによって福祉の向上を図るとともに、本市に「住んで良かった」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、福祉サービスの充実を図ります。

具体的取組	
取組み名称	取組みの内容
子育て支援	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を整え、安心して妊娠・出産及び子育てできるよう支援します。
	子どもが健やかに成長するため、乳幼児健診や相談会を実施し、一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた支援をするとともに、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。
	子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の充実に向けて、幼稚園や認定こども園等における教育・保育の提供とともに、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。
	すべての子育て家庭に対して、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業など、それぞれの状況に応じた支援を行います。
高齢者支援	必要な介護サービスが受けられるよう、計画に位置づけた介護保険施設や介護サービスの充実を図ります。
	見守りを必要とする高齢者等に対して、生活支援や安否の確認、緊急時の迅速な対応を行い、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
障がい者支援	障がいのある人の日常生活の便宜および生活の質の向上を目的とし、在宅福祉サービスを提供します。

具体的取組	
取り組み名称	取り組みの内容
生活困窮者支援	社会福祉協議会と連携し、緊急に支援が必要な生活困窮者に対し、食糧や日用品等の支給などの支援を行います。
	生活困窮者からの相談を受け付け、関係機関と連携し、生活保護受給や必要な福祉サービスへつながる支援を行います。
さまざまな困難を持つ人への支援	生まれ育った環境によって子どもの現在及び将来が左右されることのないよう学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な支援を行います。
	住宅の確保に特に配慮を要する人に対する相談体制の整備を行います。また、関係機関と連携し、住宅の確保に関わる情報提供や支援を行います。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状課題

高齢者も障がいのある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら積極的に社会参加できる環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが求められています。

本市では、ユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを進めるため、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、公共施設のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、バリアフリーのまちづくりを進めるためには、ハード面の整備にとどまらず、市民一人ひとりの理解と協力が必要です。地域の支え合いにより、高齢者や障がいのある人などの外出支援の輪を広げ、全ての人にどこでも気軽に手助けできるよう「心のバリアフリー」に対する啓発も併せて進めていく必要があります。

施策の方向性

ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がいのある人に対する移動支援など、誰もが利用しやすく、やさしさにあふれたまちづくりを推進します。

具体的取組	
取り組み名称	取り組みの内容
生活環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン	新たな道路、公共施設の整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、安全に利用できる施設整備を行います。 また、既存施設については緊急性の高いものから改善に努めます。
公共交通機関の利便性の確保	誰もが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる、便利で優しく、まちづくりなどの分野と連携した持続可能な交通ネットワークの構築を目指します。
ユニバーサルフォントを使用した情報提供	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した広報・情報提供に努めます。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

地域福祉を推進するためには、地域住民や団体、事業所、関係機関等と目的を共有し、積極的な協働を進めることが必要です。また、地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくりなど、多岐にわたることから、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえ、相互に連携・協力の促進を図る必要があります。

そのため、本計画を広く市民に周知するとともに、既存のネットワーク等の連携を図り、「制度の狭間」や「複合的な課題」などにも対応できるよう、分野を超えた総合的・包括的な支援体制の強化を図るなど、計画の推進体制の強化に努めます。

2 社会福祉協議会との連携

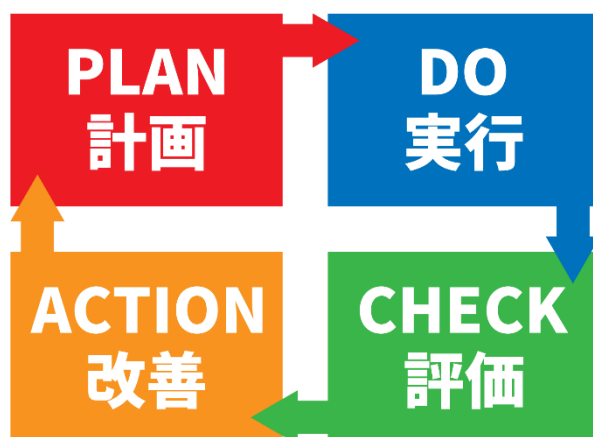
津久見市社会福祉協議会では、事業の計画的かつ効果的な推進を図るために「津久見市地域福祉活動計画」を策定し、市の施策の具体的な事業の推進を担うほか、社会福祉を目的とする事業の企画と実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念と基本目標を達成するため、津久見市社会福祉協議会と連携を図りながら、施策の具体的な実施を進めていきます。

3 計画の進捗管理

この計画は、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、市民をはじめ社会福祉関係団体や市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

このため、市民や社会福祉関係団体と連携を図りながら計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指すとともに、PDCAサイクル（Plan：計画→Do：実行→Check：評価→Action：改善）の考え方にに基づき、計画の進捗管理を行います。



參考資料

I 津久見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 8 月 1 日告示乙第 43 号)

(設置目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく津久見市地域福祉計画を策定するため、津久見市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画策定に向けた重要事項に関すること。
- (2) 他の福祉計画及び地域福祉計画の整合性、連携に関すること。
- (3) その他計画策定のために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療・福祉・保健関係者
- (3) 住民組織団体等の代表者
- (4) 職域組織団体等の代表者
- (5) 市職員
- (6) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条に定める設置目的を達成したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、第 3 条第 2 項の各号に属する実務担当者及び委員長が特に認めた者で組織する。

3 作業部会には、部長 1 名及び副部長 1 名を置き、部会員の互選により定める。

4 作業部会は、必要に応じて部長が招集する。

(事務局)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

2 津久見市地域福祉計画策定委員名簿

【津久見市地域福祉計画策定委員名簿】

No		氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
1		金 田 雅 俊	津久見市医師会 会長	医 療 ・ 保 健 関 係 者
2	○	原 尻 育 史 郎	津久見市商工会議所 専務理事	識見を有する者及び 職域団体の代表者
3		岩 尾 恭 輔	津久見市小・中学校長会 会長	
4		成 松 親 善	津久見市区長会 会長	
5		伊 井 操	津久見市盛人クラブ連合会 会長	住民組織団体の代表者
6		下 田 憲 子	津久見市更生保護女性会 会長	
7		小 浦 順 子	津久見市食生活改善推進協議会 会長	
8		大 塚 好 裕	津久見市社会福祉協議会 会長	
9		山 添 義 昭	津久見市民生委員児童委員協議会 会長	福 祉 関 係 者
10		中 村 謙 助	津久見市身体障害者福祉協議会 会長	
11		小 野 崎 宏	津久見市ボランティア連絡会 代表	
12		小 野 淳 哉	高齢者総合福祉施設 しおさい施設長	
13		高 野 憲 太 郎	津久見市私立幼稚園協会 会長	
14		古 谷 和 足	津久見市保育協議会 会長	
16		後 藤 榮 一	津久見市 教育長	市 職 員
17	◎	石 堂 克 己	津久見市 総務課長	
18		今 泉 克 敏	津久見市 経営政策課長	
19		五十川ますみ	津久見市 市民生活課長	
20		中 島 義 則	津久見市 健康推進課長	
21		黒 枝 泰 浩	津久見市 長寿支援課長	

【事務局】

No	氏 名	所 属 及 び 役 職
1	吉 本 竜 太 郎	津久見市社会福祉課 課長
2	矢 野 雄 樹	// 地域共生推進班 主幹
3	川 野 哲	// 障がい支援班 主幹
4	神 田 徳	// 生活支援班 主幹
5	高 野 龍	// 子育て支援班 主幹
6	浦 中 隆 浩	津久見市社会福祉協議会 事務局長
7	石 田 栄 二	津久見市社会福祉協議会 事務局次長

3 計画の策定経過

開催(実施)事項 期日	内 容
意識調査の実施 ◆地域福祉等に関するアンケート調査 調査時期：令和5年10月～11月 ◆津久見市福祉に関するアンケート調査 調査時期：令和5年10月～11月	
第1回策定委員会 令和5年12月21日	協議事項 (1) 第4期津久見市地域福祉計画の策定について (2) 地域福祉を取り巻く現状について (3) アンケート調査結果概要 (4) 津久見市の抱える課題について (5) その他
第2回策定委員会 令和6年2月9日	協議事項 (1) 第4期津久見市地域福祉計画(素案)について (2) その他
第3回策定委員会 令和6年2月29日	協議事項 (1) 第4期津久見市地域福祉計画(素案)について (2) その他
パブリックコメントの実施 実施期間：令和6年3月8日～3月21日	

第4期津久見市地域福祉計画

令和6年3月

発行・編集 津久見市

〒879-2435 大分県津久見市宮本町 20 番 15 号

TEL 0972-82-9519 FAX 0972-82-9466

